

The Kansai University Bulletin

Osaka, October 15th, 1929 No. 73

報學學大西關

行發日五十月十

號三十七第

年四和昭



(近附舍學山里千) 秋 < ゆ み 深

阪 大

番九三〇一 } 川堀 話電
番〇八七一 }

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

關西大學學報 第七十三號

目次

- 挿繪——深みゆく秋(表紙)——神宮式年遷宮祭
- 遷葬式——祝辭を朗讀する校友總代武内作平氏——靈柩に於ける立食饗宴——就任の挨拶を述べる
- 専門部主事武田謙之助氏——校友會關西支部創立
- 會記念攝影——第五回全國關西中等學校優勝雄辯大會記念攝影
- 天六學舎の竣成に際して
- 關西大學學長 仁保龜松
- 法學博士 新町徳之
- 伊勢神宮式年遷宮祭
- 關西大學教授
- 學内報——天六學舎落成式——學部大學豫科覽開
- 西甲種商業學校天六學舎落成式——専門部並第二
- 商業學校天六學舎落成式——神宮式年遷宮祭遙拜
- 式——神宮式年遷宮祭特別奉拜者——大山教授日
- 本社會學舎大會に出席——林留學生勸諭——評議
- 員一瀬勇三郎氏轉居——教職員勸諭——關西甲種
- 商業學校豫報——第四回大學祭豫報
- 校友彙報
- 學生彙報
- ファイシャー教授の貨幣價值變動論(下)
- 森川太郎
- 古典經濟學派研究(アダム・スミスの富國論)
- 佐伯三郎
- 雜錄

天六學舎落成式辭稿摘錄

關西大學學長 法學博士 仁保龜松

本日關西大學天六學舎落成の式典を舉行しまするに際し、朝野貴賓の御來臨を辱ふし、多數校友諸氏の御會合を得ましたことは、私共の寔に欣幸とするところであります。謹んで來賓各位並に校友諸氏に對し深甚の謝意を表します。

特に盡粹せられました現在の理事諸君に對し衷心感謝する次第でございます。實は私も理事の一員としてその席末を汚して居りまするけれども、就任以來日尙淺く、殊に主として教務を擔當して居りまするから、本學舎の新築事務については殆んど他の理事の方方を煩はしたからであります。

本學舎は關西大學専門部及び附屬關西甲種商業學校並に關西大學第二商業學校の校舎に充てますために、當敷地を大阪市より譲り受け昨年八月起工いたしました。爾來王事請負者たる大林組の好意的努力により工事を急ぎました結果、當第二學期より授業上に使用することを得るに至りましたのは誠に私共の満足する所でありませう。今この喜ばしき竣成の式を擧ぐるに當りまして、先づ本學のために常に多大の御後援を賜はりました大方諸氏並に本學のために幾多の便宜をお與へ下されました大阪府に對し厚く感謝いたします。

本學舎に於て學ぶべき現在の學生生徒の數は専門部二四一〇人、關西甲種商業八四一人、第二商業五六五人であります。斯くの如き多數の學生生徒諸子が今日に至るまで狹隘なる福島學舎に於て幾多の不便と不快とを忍び來られましたことは、事情已むを得ざりしとは申しながら、私共の常に遺憾に堪へなかつた所であります。幸ひに新學舎は設備その他の點に於て先づ恥かしからざるものと認められるのであります。千里山學舎の宏壯と相俟つて、實に大學たるの名に背かざる莊觀を呈するに至りましたことは、寔に欣快措く能はざる所でありませう。いづれ新築工事の經過に關しては建築委員長より御報告申し上げますが、此度竣成した本學舎は豫定計畫の約三分の一に當るのみでありまして、今後必要に應じますます擴築することになつて居ります。尙昨秋舉行あらせられた御大典の際の大饗宴場の一半は、特に之を本學に下賜せられました。

顧みますれば四十二年、先輩諸氏が當市江戶堀に於ける貧弱なる一寺院を借りて、關西に於て始めて法律に關する教授を開かれまして追想しまするときは、洵に今昔の感に堪へないものがあります。私は今日の學式に當り本學創立の功勞者を追懷して深く敬意を表しますると共に、本學舎の竣成につきまして、

た。この特典は寔に本學の光榮とする所でありまして、聖恩に對し深く感謝いたしますると共に近き將來に於て本建築物が再建せられますときは、本學の設備上更に一段の光彩を添へることを信じて建築の方法等につき目下考究中であります。

斯くの如く本學の外觀はますます立派になつて來たのでありますが、外觀が如何に立派でありまして、内容がこれに伴はなければ外觀の宏壯は却つて世を欺き大學の名を汚すものであるとの譏を免れないのであります。私は本學今後の問題は内容の充實を計ることに存すと考へるのであります。而して内容の充實は、その物質的方面よりも寧ろ精神的方面に於て緊急且つ急務なるを感ずるのである。精神の方面的充實は、要するに教授上の刷新改良及び充實を期するに存します。それ故に私は今後與へられるべき機會に於て、その實現に努力いたしたいと考へるのであります。が、内容の充實を計ることは、實際上極めて困難なる問題でありますから、既に老齡に達した私にとつて、果してかかる大任に堪へ得るやを懸念いたして居ります。ただ今日に至り大體學校の事實を了解することを得ましたので、暫くこの職に止まり驚馬に鞭打つてこれに當る覺悟であります。何卒微衷の存する所を諒とせられ、各位の御援助を惜しまれざることを切望いたします。終りに臨み重ねて御臨場の各位に對し深厚の謝意を表し、本學の將來を祝福して本日の式辭に充てます。

伊勢神宮式年遷宮祭

關西大學教授 新町徳之謹述

- 一、序 説
- 二、伊 勢 神 宮
- 三、遷 宮 前 儀
- 四、遷 宮 本 儀
- 五、遷 宮 後 儀
- 六、結

一、序 説

謹んで按ずるに伊勢神宮式年遷宮祭は、第四十代天武天皇（一三三三—一三四六年）の御世に創定あそばされて以降、今に至るまで二百餘年二十年ごとに社殿を新たに造替し、御神體を遷し奉る國家の一大祭儀であります。この御造替の大儀は、兩宮に限つて行はるる古來の説で、今回の御造替は實にその第五十八回目にあたりせられ、去る大正九年（二五八〇）五月二日の山口祭にはじまり、係り諸員の奉仕まさに九年餘。かくてこのたびいよいよ底津磐根に宮柱太しく、高天原に千木たかしの神代ながらの新らしき御造替の工事は全く竣成したので、茲に八東穂の秋豊けく五十鈴川は澄み、神路山は氣高くたてる今日のよき日を生く日の足る日として遷宮祭を執り行はせられるので誠に尊い極みであり嚴かな至りであります。

惟ふに古來、皇室におかせられて神宮を尊崇したまふことの篤きは申すもかしこく、神宮御造替の儀も、由來するところはここにある

が、この御儀式はじまりてより今日まで、回を重ね年を経るに従ひ、その祭儀はますます盛んなるをいたすは、まことに有難きことと申すべく、これ一に列聖がつねに報本反始の誠を示させられ、神を敬ひ民を愛したまふ大御心によるは申すまでもないが、また實に君は神孫にお在しなして君神一體、民は神裔にして君民一體、萬國に冠絶せるわが國體のゆるぎなく、いよいよますます國運の隆昌なる所以を示すものであります。

ことに今回の式年遷宮祭よりは、かしこくも皇大宮遷御の當日をもつて國祭日と定められ内閣總理大臣以下を遷御の御行列に加へしめたまひ、また廣く民間の功勞者を召されて、參列または特別奉拜を差許されることは昭代の有難き新例と申すべく、かくして神宮は八千萬の國民のかたじけなさに涙を流して奉賽の眞心をいたすところ、いやしくもわが國に生を享くるものは皆その神徳を被らざるものはなく、神宮の大御稜威は皇國日本神國日本の御光りとなつて、世界萬邦の等しく仰ぎ奉るところのもので皇運の無窮、國礎の磐石であることは何等、疑ひなきことであります。

今や御造替の新宮新たに成り、畏くも御神體はここに嚴かに遷御あそばさる。この曠古の御盛儀を日本國民は國民自らの大儀として身を清め心を淨めて、奉祝し虔禱する、その眞摯で敬虔な光景は善を盡くし美を盡くした一幅繪巻物の展開といふべきであります。

日本國民は、いやちこなる神威のいよまして新たなるを得得し、國民千古の確信たる尊嚴無比の國體の淵源を體得して建國の精神を鼓吹し以て國民理想を高遠にし、國家的自覺を鞏固に大日本帝國の眞・善・美・聖の御姿を世界に示範すべきであります。

二、伊 勢 神 宮

皇大神宮および豊受大神宮の社殿は匠家の所謂「唯一神明造」と申し、わが國に外來文化の傳來以前において、純日本式の様式によつて創案された建築の型で、極めて簡素莊嚴にして、純眞なる古式の構造である。而してその規模も殆ど御鎮座以來かはる所なく今日に及んでゐる。尤も兩宮以外にも神明造の社殿は少くないが、何れも多少後世の手法が混和されてゐる。

皇大神宮（内宮）の殿舎は大御神の鎮ります正殿を中心しに附屬の殿舎並に御門、御垣が建て廻らされてゐる。この最も神聖なる一區域を大宮院とも内院とも申上ける。内院の御敷地は正しく南面し、東西に相接する二ヶ所に分かれて設けられ、その面積は東西を合して四千二百三十六坪に達する。何れも五十鈴川上の高臺にあつて、自然石の高い石垣を以て四周を取圍んだ極めて幽邃なる神域である。この御敷地の建物の全部及び外部にある重要建物を二十年毎に新しい材料を以て建替へて御神體を舊御殿から新御殿に移しまるゝのが、所謂式年の遷宮祭で、今度のは東の御敷地の本殿から西の御敷地の御新殿へ御移り遊ばされるのである。

大御神を奉齋する大宮でその規模は間口三丈六尺九寸、奥行一丈八尺高さ二丈一尺三寸七分の所謂三間二面の宮造で、全部檜の素木造に屋根は萱葺、柱は丸柱で深く地中に築立て千木は高く聳立つてゐる。この千木の形式は内宮は内削と申して先端を水平を切り、外宮は外削と申して先端を垂直に切り、風切と稱へる穴の数は、内宮は一柱に二個半つ、外宮は二個つであり、又棟の上にならぶ堅魚木は、内宮は十本、外宮は九本である。御殿の床下正中には御床に達しない短い御柱が建てられ、その御柱根の周圍に榊木をめぐらすこの柱は古來心御柱とも忌柱とも申して最も神聖視せられたのである。この正殿の背後に當り、東寶殿は東に、西寶殿は西に何れも南面にして立ち、東寶殿には朝廷から奉納の幣帛および五月十月の神御衣祭に供進される神御衣等の類を納め、西寶殿には前式年度の古い神寶類を收納してゐる。以上正殿・東寶殿・西寶殿を繞ぐらずに延長五十五丈餘の瑞垣があり、南北は瑞垣南御門、瑞垣北御門の二門があつて、この瑞垣以内を特に内院とも申して清淨な白石が敷きつめられ、齋庭の最も神聖な處とされてゐる。その南面に蕃垣および蕃垣御門があり、その外に内玉垣を四周に繞らしてゐる。内玉垣の外には外玉垣がある。南御門の前面内玉垣と外玉垣との中間に中重鳥居があつて、その東方に四丈殿がある。古は齋内親王がこの御殿に候せられたが、現今では主として兩儀の場合における行事の場所に當てられてゐる。内玉垣の南面の廣場を中重といひ、中重鳥居から南に下つて東西に石壺と稱へる自然石を以て圍まれた版位が並

高倉	一八三九	治承三・八・七	御修理 假殿	高倉	一八三三	承安三	式年	後深草	一九〇九	建長元・九・六	式年
後鳥羽	一八五〇	建久元・六・三	心御柱朽損 假殿(東貨殿)	高倉	一八三四	承安四	假殿	後深草	一九一二	建長四・四・三	假殿
後鳥羽	一八五〇	建久元・六・六	式年	後鳥羽	一八四五	文治元・四・三	假殿	後深草	一九一三	建長五・五・四	假殿
後鳥羽	一八五六	建久七・四・三	御修理 假殿	後鳥羽	一八五二	建久九	式年	後深草	一九一四	建長七・七・六	心御柱朽損 假殿(御一宿)
土御門	一八五八	建久九・七・六	御修理 假殿	土御門	一八六〇	正治三・三・五	假殿	龜山	一九二〇	文應元・七・六	假殿
土御門	一八六四	元久元・三・七	御裝束濕損 假殿	土御門	一八六七	承元元・四・三	假殿	龜山	一九二六	文永九・九・六	式年
土御門	一八六六	建永元・四・三	御裝束濕損 假殿	土御門	一八六九	承元三・二・〇	假殿	後宇多	一九三九	弘安三・三・三	御屋根修理 假殿
土御門	一八六九	承元三・九・六	式年	土御門	一八七〇	承元四・三・六	假殿	後宇多	一九四三	弘安三・三・九	假殿
順德	一八七八	建保六・四・九	假殿	順德	一八七一	建曆元・九	式年	後宇多	一九四五	弘安九・九・六	式年
順德	一八八〇	承久二・二・六	假殿	順德	一八七五	建保三・四・二	假殿	伏見	一九五〇	正應三・九・二	假殿
順德	一八八一	承久三・三・三	假殿	順德	一八七七	建保五・四・八	假殿	伏見	一九五二	正應五・二・〇	假殿
後堀河	一八八五	嘉祿元・二・三	假殿	後堀河	一八八〇	承久三・七・六	假殿	伏見	一九五七	永仁五・五・九	御裝束風損 寶殿等御修理 假殿
後堀河	一八八八	安貞三・九・六	式年	後堀河	一八八五	嘉祿元・四・四	假殿	伏見	一九六四	嘉元二・〇・四	正殿漏濕等 假殿(東寶殿)
四條	一八九九	延應元・二・六	心御柱御飾 假殿	四條	一九〇一	仁治三・〇・九	假殿	後二條	一九六四	嘉元二・〇・三	式年
後嵯峨	一九〇二	仁治三・〇・三	大風破損 假殿	後嵯峨	一九〇三	寬元元・四・六	假殿	花園	一九七一	應長元・三・六	御屋根破損 假殿
後深草	一九〇七	寶治元・九・六	式年	後深草	一九〇六	寬元三・三・七	假殿	後醍醐	一九八一	元亨元・七・三	正殿以下御修 理心御柱立替 假殿(御一宿)
後深草	一九〇八	寶治三・四・七	御被奉替 假殿	後深草	一九〇八	寶治三・七・〇	假殿	後醍醐	一九八三	元亨三・九・六	式年

關西大學學報 第七十三號

後醍醐 一九九〇 元德三・三・三 心御柱立替御 壁板修理 假殿	後村上 (光明) 二〇〇三 興國四・三・六 式年	後村上 二〇二三 正平一・六・六・六 真治三 假殿 東寶殿	後村上 二〇二四 正平一・九・三・六 真治三 式年	後龜山 二〇五一 元中八・六・三 明德三 假殿 東寶殿御一宿	後龜山 二〇五一 元中八・三・三 明德三 式年	後小松 二〇六〇 應永七・六・七 假殿 東寶殿 御一宿	後小松 二〇七一 應永一・六・三 式年	稱光 二〇七八 應永五・八・三 假殿 東寶殿 御一宿	稱光 二〇八〇 應永七 假殿 東寶殿	後花園 二〇九一 永享三・三・六 式年	後花園 二〇九五 文安三・九・八 還御三〇 假殿 御一宿	後花園 二一一二 寬正三・三・七 式年	後土御門 二二五七 明應六・〇・三 假殿 儲殿	後村上 (光明) 二〇〇五 興國六・二・七 真和元 式年	後龜山 二〇四〇 天授九・八 康曆三 式年	後龜山 二〇四八 元中五 嘉慶三 假殿	後小松 二〇五七 應永四・五・〇 假殿	後小松 二〇六〇 應永七・三・六 式年	稱光 二〇七九 應永六・三・二 式年	稱光 二〇八二 應永元・三・四 假殿 御一宿	後花園 二〇八九 永享元・三・五 假殿	後花園 二〇九四 永享九・九・五 式年	後花園 二一一二 享德元・三・九 千木折落露木 傾倚 假殿	後土御門 二二四六 長享元・三・三 假殿 古殿	後土御門 二二四六 長享元・九・三 假殿	後土御門 二二五〇 延德三・九・四 炎上 假殿 調御倉	後土御門 二二五〇 延德三・九・六 假殿	後柏原 二二六一 文龜元・九・六 假殿 儲殿	後柏原 二一八一 大永元・六・三 假殿	後奈良 二二〇二 天文二・三・一 假殿 朽損	正親町 二二三三 永祿六・九・三 式年	正親町 二二二五 永祿六・六・九 還御六 假殿 古殿	正親町 二二四一 天正九・二・七 還御二・六 假殿 古殿	正親町 二二四五 天正三・〇・三 式年	後陽成 二二五八 慶長六・六・二 還御七 假殿 東寶殿	後陽成 二二六九 慶長四・四・三 式年	後水尾 二二八九 寬永六・九・三 式年	後光明 二三〇九 慶安三・九・五 式年	後西院 二三一八 萬治元閏三・三 假殿 儲殿	後西院 二三一九 萬治四・四・八 假殿	後西院 二三一九 萬治二・二・五 臨時	靈元 二二二九 寬文九・九・六 式年	靈元 二二四一 天和元・三・三 假殿 古殿	靈元 二二四三 天和三・三・〇 臨時	東山 二二四九 元祿三・九・〇 式年	中御門 二二六九 寶永六・九・五 式年	中御門 二二八九 享保四・九・六 式年	中御門 二二八九 享保四・九・六 式年	桃園 二四〇九 寬延三・九・四 式年	後櫻町 二四二九 明和六・九・六 式年	光格 二四四九 寬政元・九・四 式年	光格 二四四九 文化六・九・四 式年	仁孝 二四八九 文政三・九・五 式年	孝明 二五〇九 嘉永三・九・五 式年	明治 二五二九 明治三・九・七 式年	明治 二五四九 明治三・〇・三 式年	明治 二五五八 明治三・五・三 假殿 風日祈宮	後柏原 二一八一 大永元・六・三 假殿	後奈良 二二〇一 天文〇・九・六 假殿 朽損	正親町 二二三三 永祿六・九・三 式年	正親町 二二二五 永祿六・六・九 還御六 假殿 古殿	正親町 二二四一 天正九・二・七 還御二・六 假殿 古殿	正親町 二二四五 天正三・〇・三 式年	後陽成 二二五八 慶長三・六・六 還御三 假殿 古殿	後陽成 二二六九 慶長四・四・三 式年	後水尾 二二八九 寶永六・九・三 式年	後光明 二三〇九 慶安三・九・七 式年	靈元 二二二四 寬文四・三・三 假殿 儲殿	靈元 二二二九 寬文九・九・六 式年	東山 二二四九 元祿三・九・三 式年	中御門 二二六九 寶永六・九・五 式年	中御門 二二八九 享保四・九・六 式年	中御門 二二八九 享保四・九・六 式年	桃園 二四〇九 寬延三・九・四 式年	後櫻町 二四二九 明和六・九・六 式年	光格 二四四九 寬政元・九・四 式年	光格 二四四九 文化六・九・四 式年	仁孝 二四八九 文政三・九・五 式年	孝明 二五〇九 嘉永三・九・五 式年	明治 二五二九 明治三・九・七 式年	明治 二五四九 明治三・〇・五 式年
---	--------------------------------	---	------------------------------------	--	----------------------------------	---	---------------------------	--	-----------------------------	---------------------------	--	---------------------------	----------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	------------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------------	---------------------------	---------------------------	---	----------------------------------	----------------------------	---	----------------------------	---------------------------------	---------------------------	---------------------------------	---------------------------	--	--	---------------------------	---	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------------	---------------------------	---------------------------------	---------------------------	--	--	---------------------------	--	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

明 治 二五五八 明治三〇・三 假殿(黒木御殿)
 明 治 二五六〇 明治三〇・一 臨時(新殿)
 明 治 二五六一 明治三〇・六 (雨漏) 假殿(東寶殿)
 明 治 二五六九 明治四〇・一 式年
 大 正 二五八二 大正二〇・七 (還御二〇・三) 假殿(御屋根葺替)

明 治 二五六九 明治四〇・五 式年
 大 正 二五七六 大正二〇・五 (還御六・二五) 假殿(御屋根葺替)

三、遷宮前儀

御杣山御治定御造營の御料材を採取すべき御杣山は内宮にあつては神路山、外宮にあつては高倉山が之に充てられたのであつたが第六十八代後一條天皇(一六七七—一六九六)の御代には志摩國から採取せられ、その後は伊勢の諸山又は美濃三河諸國の山を御選びになつたが第百十二代東山天皇(二三四七—二三六九)の御代から木曾山となり、その後宮川の上流、大杉山に轉じ第百十八代光格天皇(二四四〇—二四七六)に至りてまた木曾山となつて現今に及んだのであります。この御杣山は兩正宮を始め所屬各別宮の正殿及び附屬殿舎の造替並に修繕に供用せられる總べての御料材を伐採する山林であつて、今度のは大正九年(二五八〇)四月二十六日に信濃國西筑摩郡駒ヶ根村大字小川及び美濃國惠那郡加子母村出ノ小路御料材と治定せられた。御料材の數は一萬一千四百七十六本、(材積三萬三千六百二十二石)と云ふ多數にのほるのである。

此の祭は御杣山に入らむとして先づ其の山口に坐す神を祀り、伐木の安全を祈る御造營最初の祭儀であつて、内宮は去る大正九年五月二日午前八時、外宮は同午前十二時に造神宮使以下參列、古式に准じて祭儀が執り行はれた。内宮はその山口に當る岩井田山の岩社の森の上に於いて、外宮は高倉山の北麓に當る土宮の前に於いて祭る例であつたので、よしや後世御杣山が他に移されても、依然として祭場は其處を變へず今に及んで居る。木本祭 次に御用材中最も神聖な正殿の心御柱の御料材を採る爲めに山口祭の夜、木本祭が行はれた。この心御柱御料材は御杣山の移動に關係なく常に宮域内から選伐せられ、祭儀もまたその木本に於いて行はれる先例であるので、當度も山口祭の當夜八時(外宮は午後十二時)宮域内の林中に於いて木本に坐す神を祝祭し、童男童女が忌斧を執つて心御柱木を伐採する式を行ひ、伐採の後直に内宮の御料材は御稻御倉に、外宮の御料材は外幣殿に納め奉つたのである。

正九年(二五八〇)六月三月午前十時、信濃國小川御料材内ヶ峯の深林内に於いて、選ばれたる御神木の御前なる千仞の懸崖に棧敷を構へて祭場となし、造神宮技師以下之に奉仕した。御種代木は一に御祝木または御神木とも申して數ある御料材中より選抜された美材であつて、内宮御料材は末徑一尺五寸、長十八尺、外宮御料材は末徑一尺八寸、長十八尺で、此外に別宮御料材、四本を選伐された。さて杣工が忌斧を執つて御木を伐採すれば、直に之を第一奉安所たる臺ヶ峯山中に安置し奉り茲にて庶民任意の參拜を許された。一週間の後、木馬にて峻坂を搬出し、第二奉安所に安置して川下の時期を待つて鐵道で之を中央線坂下驛まで運搬し、坂下驛より木曾川を流下して錦織の網場に繋留し、更に愛知縣丹羽郡犬山町を経て、同縣海部郡鍋田村大字加稻山新田より伊勢灣に出で、大正十年(二五八一)二月二十八日名古屋市熱田町白鳥貯木場に到着繋留せられた。其の間御神木の通過に際し、沿岸の町村民が古例によつて各赤誠を捧げ、或は幟高張を立て或は神饌、賽物を捧げて之を奉迎した態度は、涙ぐましい光景である。さて熱田よりは海路を三重縣度會郡大湊町の貯木場へ回漕せられ、同貯木場から更に式を立てて内宮御料材は五十川を漕りて域内へ、外宮御料材は宮川を漕りて宮川堤より引揚げ、市街を通つて域内に奉曳せられた。之を御種代木奉曳式と申し内宮は川曳と申して昭和二年(二五八七)四月二十五日午後六時、外宮は陸曳と唱へてその翌日午後二時行はれ、神官及び造神宮吏員奉迎し、修祓の後之を五大殿内に奉安した。

一般御用材小川御料材並に出ノ小路御料材から採取せられる一般の御用材は、大正九年(二五八〇)以來帝室林野局木曾支局及び名古屋支局に於いて伐採に著手した。其の原木は樹齡三百年以上のもの全數の三割を超え、殊に正殿の御扉板御用材は、出ノ小路御料材内海抜三千尺の高所に生じ、高九丈、胸高直徑五尺四寸、材積九十一石五分二厘、樹齡八百十八年に及ぶ稀有の巨材で、多大の苦心の後伐採せられた。造營材は一萬一千四百七十六本(材積三萬三千六百二十二石)に達し、これが運搬には、河下し又は鐵道輸送によつて熱田白鳥貯木場へ搬入し、同所よりは、大正十一年(二五八二)度より昭和二年(二五八七)度に亘つて宇治、山田の兩工作場へ逐次搬入せられた。而して其中正殿の極木に充つべき巨材を宮域に曳き入れる、之を御木曳初式と申して内宮は大正十一年四月十二日、午後二時外宮は其の翌日同時刻に行はれた。則ち當日外宮御料材は古例によつて舊宇治六郷の人人が五十鈴川を派曳して宮中に陸揚し、外宮御料材は宇治山田市小川町以下の人人等が宮川から車に積んで宮域に奉曳し、大宮司以下神官奉迎、修祓の後五丈殿の前に安置された。但し域外別宮なる月讀宮外三宮の御料材は三重縣度會郡四郷村北中村御側橋畔に楢部橋畔より陸揚し、陸路を同宮域に、伊雜宮御料材は大湊より海路を経て三重縣志摩郡磯部村迫間に陸揚し、同村民の手によつて陸路を同宮域に、瀧原宮及び同並宮御料材は宮川を漕つて、度會郡瀧原村船木橋下に達し、そこから陸路を村民の奉仕によつて宮域内に奉曳し、各古宮地に安置し奉る。尋て大正十一年(二五二二)五

月、同十二年四月、同十五年五月の三度に亘つて御木曳が執行せられた。この御木曳は古例に依つて舊神宮領であつた宇治山田町及び其の附近村民が請願許可の上で努力を奉仕する。で各市町村民は思ひ思ひの揃衣を着し、木遣唄、道唄を聲高らかに謡ひつつ奉曳車を曳き出す。此の奉曳に参加せる町村を見るに内宮御用材は宇治山田町市館町外七町、度會郡四郷村、二見町、大湊町濱郷村に亘る市町村民、外宮御用材は宇治山田町市本町外二十一箇町、度會郡宮本村、御園村、濱郷村、大湊町、神社町、二見町、城田村に亘る市町村民が真心こめて之に奉仕した。奉曳團の幹部は各團體毎に一樣の紋付羽織、袴、麻裏草履履きの扮装であり、一般の奉曳者は男子は木綿又は木綿更紗等の法被に同じく木綿の帯を用ひ、紺木綿の股引に地下足袋を履き、女子は同様の着付に帯を結び、花笠を被つて麻裏草履履きの扮装であつたが、奉曳車に乗つて木遣音頭を唄ふ木遣子は古來の習俗として羽二重又は友禪縮緬の着付に金糸織の地模様ある襟を掛け、錦紗又は縮緬の帯をしめ黒縮子の腹當股引を着け陣笠を被る等、各艷麗優美なる装を凝らし、聲を絞つて高唱する状態は、神都に適はしい古俗の情趣を傳へて今も新なる舊神領民の敬神崇祖の情熱の程を推測するに餘りがあつた。その情熱のあらはれは御木曳奉仕の際謡はれた木遣及び道唄によつてもその一端がうかがはれる。

道唄（中立切町・今在家町）

世界に輝く日本の、建國こ、に三千年、天祖の光徳極みなく、皇運益益隆え行く。我が國體の淵源と、積翠は深き神路山、萬

世不易の跡垂れし、流れは絶えぬ五十鈴川大神鎮座の元初より、歴代こ、に二千載、宮殿式年造替の、大業今や五十八度、上古の嚴典傳へ來て、大正工事の美を盡す木曾の御杣の神材を、ひくや嘉例の太綱に。遠き祖先のあと繼ぎて、微力捧ぐる奉曳は、神宮奉仕の神民が、一世の晴の光榮を。華麗競はぬ赤誠の、揃衣姿も勇しく、潮の花咲く二見浦、清き渚に身滌して。春風匂ふ彩雲の、内外の内に詣でつつ、昭代謳歌の慶びと共に祝はんこの盛儀。

木遣唄

ホンエー、咲くは神風、ヤアレー、ヤットコレーヨライヤナ、サリトテハ、赤心染めし競ひ幟に五月晴、ヨライトセー、ハアリハ、ハリヤリヤリヤリヤ、ヨイソコくセー、ハリハドットヤレ、エンヤく

〔神宮と式年遷宮〕

木造始祭 御用材が搬入せらるると共に、大正十一年（二五八二）四月二十一日、午前木造始祭を行ひ木造作業の安全ならんことを祈つた。この祭は古來一に手斧始又事始神事とも稱して五丈殿前に御極木の御料木を安置し、茲に造神宮使以下參列して屋根神を祀り、御木に忌斧を打立て起工の式を行ふのである。假御極代木伐採式 御用材中假御極代木に次いで貴重なる假御極代及び假御船代の御用材を伐採せらるるにも、鄭重なる伐採式が昭和三年（二五八八）五月二十日美濃國出ノ小路御料林に於いて行はれた。

以上の諸祭及び行事は何れも御杣山及び御造營用材の伐採竝に作業に關する御祭儀である。鎮地祭 宮殿を造營するに方り大宮地を敷き

坐す神靈を鎮祭する鎮地祭が大正十三年（二五八四）四月二十五日に行はせられる。兩宮御敷地に於いて忌物神饌を奉奠し、童女は忌録を執つて草薙初め式と忌録を執つて土を穿ち奉る行事とを奉仕する。かくして愈々大宮地に就いて御殿の建築に着手せられるのである。立柱祭 次に昭和三年（二五八八）三月十一日（外宮十三日）には正殿の御柱を立て奉る立柱祭を行はせられる。

御形祭 同日日に正殿東西の妻の短柱に御形を穿ち奉る御形祭を行はせられる。

上棟祭 三月二十六日（外宮は二十八日）に上棟祭を行はせられる。當日早且神神しくも、聳え立つた御新宮の御棟は布綱二條を掛け、弓矢竝に白幣を飾り、祭場の辨備全く成つて、諸員參進。先づ正殿瑞垣の位置の古規に相違なきかを檢知した後大宮司以下神官は立つて引綱に手を掛け御棟木奉揚の式を行ひ、小工一員音頭を取つて千歳棟、萬

歳棟、曳曳億棟（外宮にては曳曳棟）と呼べば棟上の小工が之に應へて御棟木を打ち固め、圓餅を投げ、畢つて造神宮屬は、神供を奉奠し造神宮主事は祝詞を奏上してこともおごそかに屋根神を祀り奉るのである。

檐付祭 同五月二十三日（外宮は廿五日）に正殿の御堂を葺き初め奉るため檐付祭が行はれ同七月廿一日（外宮は廿三日）には千木、堅魚木、御裳覆等に御金物を飾り奉るため葺祭が行はれて昭和三年は經つて御造營の工事は次第に進むのであります。

御戸祭 内宮は本年九月十三日御新殿にて、いと森嚴に御戸祭を執り行はせられた。この祭は俗に御戸立祭とも云ひ、また古來清飽とも

申し上げてゐる。新たに作り奉つた御正殿の御扉に御鑰穴を穿ち奉る儀式である。午前八時から忌火屋殿前庭に於て典儀の諸準備が初められる。まづ神饌調理の役を承る權禰宜、宮掌出仕、各一名は前前日から參籠齋し、前日には忌火屋殿にて、忌火を用ひて飯、餅魚類、野菜なき二十種が調理せられる。この忌火屋殿も今度新しく御造替になりました。祭庭係は神前に祭物二十七種、用具十六種を辨備し、御新殿の御扉前正中の大床には葉薦を敷いて鑿一柄木槌一柄がおかれて典儀の諸準備が終ると、午前十時迄神宮側は忌火屋殿の前庭にて修祓をうけて御進殿へ參進し、神宮側は同じく修祓をうけて、御本殿にまづ一拜し、つづいて御新殿に移れば、造神宮屬は神饌を献じ、祝詞を奏し、撤饌の後、禰宜大床に昇殿すれば、技手一員も昇殿して、花菱、三渦金物、八双金物等にて飾り立てられた木の香新らしき御扉の前に進みて、のみと槌とをもつて三度御扉の御鑰穴を穿ち奉る、禰宜は之を親しく檢知して同十一時半過ぎ祭儀は滞りなく終つた。なほ正午からは引續き同じ所役で、荒祭宮、（外宮は多賀宮）の別宮に參進して御戸祭は執り行はせられた。

豊受大神宮の御戸祭は、皇大神宮と同様の御次第で九月十五日に行はせられた。今度御造替の御扉は木曾御料林にて選木せられ伐採に三年間を要した實に樹齡八百十有餘年と稱せられる檜の巨材で作られたもので、長さ十尺幅五尺の原木を堅八尺八寸、横三尺五寸二分、厚さ二寸三分に仕上けられたものであると承る。數百年來の古例によつて、この御扉木は二つに割つて、内宮は神都の舊慶

光院領民五百餘名が奉曳し、外宮は神都の本町住民が大正十五年(二五八六)五月に曳きまゐらせたものである。

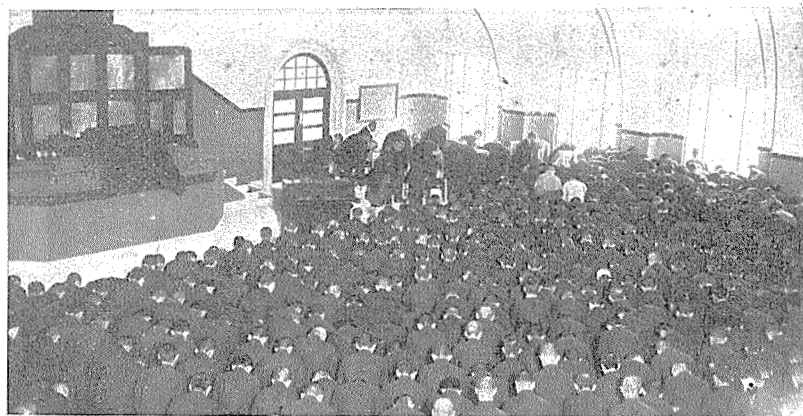
御船代祭 内宮は九月十七日午前八時三十分から御船代祭を御執り行はせられた。御船代祭とは畏くも大神の御神體を鎮め奉る最も神聖なる御船代を奉彫して、豫め新御殿内に奉納するの御祭儀で、遷宮前儀のうちで極めて重大な祭儀の一つである。この祭式は前後三段に分れたまづ宮山祭と申す御船代用材の伐採、ついで奉彫、奉納の御儀といふ順序で執り行はせられる。

皇大神宮に於ては内宮宮域内の宮山祭場で、(豊受大神宮は土宮鳥居前の祭場)御杣山の木本神を祭る御儀から行はせられる。奉仕員は造神宮主事をはじめ小工に至るまで十七員に大宮司以下禰宜、權禰宜は宮掌等五員を従へ、前八時三十分、權禰宜は宮掌等五員を従へ、齋館前庭より參進して忌火屋殿前庭にて、忌物並に廿四種の神饌及び諸員を祓ひ清め、正殿中重に進んで八拜の禮をなし奉り、忌物および神饌の辛櫃を昇立てて御正殿より十數町離れた宮山祭場に參着、先づ大麻をとつて祭場を清め、皇大神宮を初め荒祭宮その他八別宮毎にそれぞれ、青、黄、黒、白、赤の五色の絹布の幣を樹て、葉薦を敷きて提案を設けて山、川、海の幸ぐさのものほか伏籠に入れられた生きた純白の雌雄の鶏や玉子なごさぐさの神饌、醴酒、清酒や鐵人形、鏡、鉾、長刀子等の忌物を奉奠し、宮掌は祝詞を奏上し忌銀を以て忌物を地中に埋め奉る。

次いで御用材伐採の儀に移り、宮掌は草刈初次の式を行ひ、小工二名は忌斧をふるつて御用

材伐採の式を行つて復座、ついで別宮荒祭宮をはじめ八別宮の木本に坐す神神を一度に招かれて同様に御執り行はせられて宮山祭を終らせられた。

次いで、御鹽で清められながら大宮司以下、及び造神宮主事以下いづれも純白の齋服を着



式拜遙祭宮遷年式宮神るけ殿に堂講舎學六天

したる奉仕者は齋館を出でて參進、五丈殿前庭にて列を立てて正殿中重に進んで八拜の後西御門より御新殿内院に參入し御船代奉彫の御儀は行はせられるのである。かくて午前十時、大宮司は宮掌の捧げる鑰をうけて、少宮司と共に御新殿の十二段の御階を昇り、初め

て御金物燦然たる御扉を御開き申上げ、更に禰宜は同じく東實殿の御扉を御開き申上げ、殿内に兼ねて奉安したる御船代の上覆の練絹を正殿より順次御取除き申せば、ここに始めて奉彫の大役を承る造神宮技師は殿門に伺候し、左手に鑿、右手に木槌を持つて、まづ正殿御料よりつづいて東西相殿神の御料とし順次三體の御船代を奉彫し終つて、禰宜は遠式ならざるやを檢知し奉るのである。この御儀は殿中の祕事にして、他の所役の奉仕員と雖も知ることは出来ないのである。

かくて最後の御船代奉納の御儀にうつり、總員は東實殿に昇殿して御船代を順次出し奉り大床に昇ぎまゐらせて新御殿に奉安を終らせられた。かくして十六日目に遷宮の本儀が行はせられるれば畏くも大神は御新殿に神鎮りますのである。

外宮の御船代祭は九月十九日に内宮と同様の御次第で行はせられた。御船代祭の前後に内院の殿舎はその全部が竣成し造神宮使廳から神宮司廳に引續ぐことになりこの御儀から後は神宮司廳の神官のみにより奉仕せらるることになり、いよいよ遷宮本儀の準備を進めさせられるのである。

宇治橋渡始式 五十鈴川にわたせる宇治橋は大橋とも御裳河橋とも申し、古來神宮の所管の如くであつたが、徳川時代に至つて造營の事は山田奉行の手によつて行はれ、地祭、立柱渡初等の儀式は神宮に於て行はれた。明治二十年(二五四七)度から造營の事は造神宮使廳の主管に移り御遷宮の際に造替の例となつた。

九月二十二日には嘉例によつて神宮宇治橋の

渡始式は大宮司以下神宮司廳および造神宮使廳等の役員全部の奉仕にて執り行はれた。午前十一時より内宮齋館に參集したる總員は準備を整へて午後一時、こゝを出で、神苑より宇治橋上流の假橋を渡つて橋姫神社前の祭場に參進、先づ橋固めの式から舉行される。祭場では葉薦の上に着坐した參列者、渡女に一人の神官が大麻をとり、今一人の神官が御鹽をとり、大麻を大きく左右にふり、御鹽をばらばらとふりまき、ここに神官と參列諸員は清められた。くさぐさの神饌が傳進奉奠せられ、禰宜が祝詞を奏し、大宮司以下の神官が八度立ち八度坐して拍手して拜し、橋工、技手が、六名の橋工によつてかつがれた辛櫃を守つて橋の西詰の鳥居のところまで參進、權禰宜の修祓があつて、奉書紙をのし形に折りて、その中に五東の大麻をおさめた萬度麻が南側欄干の西の第二番目の柱に納められた。

この時技手と橋工の二人は立ちて、柱をなかに向ひ合つて欄干に跨り、四人の橋工は青銅の葱花形の擬寶珠を捧げて柱にかぶせかける欄干上の二人は木槌で四本の鐵釘を打ち込むで橋固めの式を終つた。

ここに全員一同ははじめとは逆の行列で、假橋を西より東に渡つて新橋の東詰に至りて列を正し、渡女を先頭に一同これに隨ひ、列外として三重縣知事その他關係諸員渡橋して橋姫神社前に進み、一拜して全く渡始の式は終つた。

洗清 皇大神宮では九月二十四日(外宮は九月廿六日)午前十時から御新殿の洗清の御儀が執り行はせられる。式は先づ午前九時祭儀の諸道具を辨備し、午前十時禰宜以下權禰宜

宮堂等殆んぎ全員は齋館より参進し、正殿に八拜して新御殿深く参入、内院の版に着くと禰宜二員は新御殿の御扉を開き奉り、權禰宜宮掌等が土器に淨水を盛り、洗清の御用器とともに傳進して殿内に納め、假幌をかかれば各禰宜は踏臺等を使用し新しき木綿に淨水をもつて、先に奉安したところの神儀を鎮め奉る御插代、御船代をはじめ御玉奈井・御床なご殿内を、各權禰宜は大床・御階なごより東寶殿・西寶殿・外幣殿・御饌殿を洗清め、新御殿の御扉を閉ぢ奉り、同十一時過ぎ一同退下、荒祭宮を遙拜して、ここに洗清の式は終つた。

心御柱奉建 皇大神宮では、九月二十五日心御柱奉建の御儀が行はせられる。古くは心御柱祭とも申して、萬代不易の神宮正殿の中心の御柱を奉建せられる神祕にして重大なる神事であります。御式はまづ午後七時から祭庭に燈火を點じ、神域參道に庭燎を焚き、さきに神宮宮山において深夜神祕のうちに伐り出されて御稻御倉(外宮は外幣殿)に安置されてゐた御柱を禰宜及び權禰宜宮掌等の四員が清らかな白絹で巻き、常盤なる御山の眞榊で奉飾しまるらせ、而して御新殿の御床下に絹垣を張りめぐらし、更に御柱が奉建せられる位置を中心し周圍に御格子を嚴かに設けられたうちに右の御柱を安置して典儀の諸準備が全く終ると、定刻午後八時、衛士二員を先導し松明の光りにつれて、大宮司以下奉仕者一同参進し忌火屋殿前にて大麻、御鹽をもつて忌物、神饌唐櫃および奉仕の諸員を祓ひ清め、それより辛櫃を昇ぎ再び列を續けて御本殿に参進中壺の版につき、八拜の後西御門より新御殿

内院の版につき、ここに諸員は葉薦の上に坐す。かくて同八時半禰宜は權禰宜宮掌を従へ絹垣をくぐつて神氣迫る御床下に参進、忌火をきつてまづ御燈火をあけ五色の幣を立てお鹽清めの後、權禰宜は忌物、神饌として古事によつて雌雄の白鷄、鷄卵、鐵の人形、鐵の鉾鐵の長刀、小刀なごを供ふれば、禰宜は御前に進んで祝詞を奏して、所役の宮掌の二員は忌銀をもつて御新殿床下の眞中心に御柱の穴を穿ち奉り、權禰宜恭しく心御柱を奉建すれば、大宮司は遠式ならざるやと嚴密に檢知した。この御儀は神宮祕事としてたとひ他の所役の奉仕員といへども知ることは出来ないことである。ついで忌銀にて忌物を埋めて御柱根を固め奉り、周圍に瑞瑞しき枝榊五百本をめぐらし、ここに御儀を終らせられ、八拜八度拍手の上御燈火を下けては諸員は退下する。外宮では九月二十七日右内宮と御同様の心御柱奉建の御儀を行はせられた。

杵築祭 遷御の前儀も滞りなく進めさせられた内宮においては、九月廿八日午前十時御新殿の御竣工を祝ひまつり、御柱根を固め奉る杵築祭を行はせられた。杵築祭には祭主宮殿下をはじめ造神宮副使大小宮司以下宮掌に至るまで總員がこれに奉仕するもので、五丈殿にて造神宮使以下饗膳に列し、ついで大宮司以下白布明衣を着し、白杖を携へて正殿に参進、大宮司は祝詞を奏し、諸員は新御殿の御床下に至り、内宮の御時には
畏しや、五十鈴の宮の、杵築してけり、杵築してけり、國ぞ榮ゆる、萬代までに、萬代までに
天照す大宮處、かくしつづ、仕へまつらむ

萬代までに、萬代までに
外宮の御時には
度會の豊受の宮の杵築して宮ぞ榮かゆる、國ぞ榮ゆる、萬代までに、萬代までに
といふ平安朝時代から詠はれてゐた祝歌をうたひながら室壽といふ古俗にしたがつて、白杖にて御柱根をつき固め奉つた。
外宮の杵築祭は九月廿九日内宮と同じ御次第にて行はせられた。かくて時は十月の式月にするものであります。

後鎮祭 十月一日には遷御前日の御儀が内宮で御執り行はせられた。この日午前七時半より皇大神宮の大宮地の神靈をまつり、新御殿の竣工を鎮齋し奉る後鎮祭が行はせられた。
水清き五十鈴川のほとり川原祓所に忌物、神饌辛櫃を昇ぎ据ゑまるらすれば、袖に袴姿の童女の行列は参進、童女は介添の權禰宜につれられて御祓を受け、午前八時、祭主宮殿下以下参進の後をうけて御本殿より御新殿内院に参着。内院御敷地には四方及び正中に五色の幣をたて、神饌および忌物に雌雄の白鷄と卵とを奉奠し、祝詞が奏せられ、次いで童女は忌銀をもつて鐵の鏡、鐵の鉾、小刀、長刀、鐵の人形の五品二十點づつの忌物を埋め奉り更に所役の禰宜によつて、建國のはじめに神武天皇が御東宮のみぎり橿原宮にて天平瓮を奉つて御祭儀を行はせられ皇國の礎を築き給ふたといふめでたき古例によつて天平瓮八百五十枚を御床下に安置して式ををはらせられた。

て九月一日から八日間にわたつて、兩宮内院の御庭石として敷き参らす白石が奉獻せられた。白石奉曳者は未明より身を淨め揃ひの衣裳にて宇治山田市尾上町にて勢揃ひし、飾り立てたる原始的の大車に白石を満載して奉曳歌勇ましく一日から四日間は内宮に、五日から四日間は外宮にそれぞれ奉曳。奉仕者には火除橋前にて神官の修祓があり、五丈殿にては造神宮職員白石の檢査があり。かくて各自白石を携へて御新殿の内院へ参入して献納し奉るのであります。

御裝束神寶讀合 十月一日午前十時には遷御前日の儀として新宮外玉垣御門内の四丈殿において御裝束神寶讀合の儀が行はせられる。遷宮について奉納せられる御裝束、神寶を授受する式で、四丈殿の外庭に第一より第十一に至る十一合の辛櫃を据ゑ、造神宮使、祭主以下の神官着座、かくて第一の辛櫃は北の戸より殿内に昇入れられて中央に安置せられた。副使は御裝束神寶讀合の式目を祭主宮に奉り權禰宜之を受けて讀上ぐれば、他の權禰宜は第一辛櫃より御調進中上げたる御裝束を取りし蓋の上に置き、一々送文に照合し、木尺をもつて寸尺を度り、嚴かに檢分してもとの辛櫃に納めて殿外に移された。かくして順次檢知を進めさせられ讀合を行はれた。全辛櫃は川原大祓のため祓所に昇行かれ御式は終つた。今度の遷宮に御調製された御裝束は内宮七十種、外宮六十三種、御神寶は内宮十九種、外宮は三十種で、附屬品を加へると六千七百點の多數に達し、止倉院・熊野の速玉神社などに藏せられる古寶物に範をとり、昭和工藝の粹を盡して調製せられたもので、従來のはそ

の時代色が兎角濃厚であつたのを、今は全く古儀に復することになつたと承はる。この装束、神寶は豫め造神宮使廳から之を神宮に納められ遷宮前日の十月一日(外宮は十月四日)には之が授受の行事なる御裝束神寶讀合の儀が行はれる順序になつてゐる。

古は營造神寶裝束使で造られた御裝束神寶を式月に入つて京都から神寶使を派遣して之を奉納せしめられたが、その發遣の當日は諸司の廢務を仰出されて百官をして謹慎恭敬の意を表せしめられ、なほ宮中に於いて被服を行はせられ、又中臣氏を京畿内及び近江、伊勢並に大神宮司に遣はして、同じく被服せしめられる御例であつた。現今は畏くも御裝束神寶が出来上がれば之を宮中に運び納れて、天覽に供し奉る御例であつて、明治二十二年(二五四九)及び四十二年(二五九九)度には宮中鳳凰の間に於いて仔細に天覽遊ばされたと洩れ承つて居る。

外宮では十月四日内宮と御同様の御裝束神寶讀合の御儀が行はせられる。

川原大祓 十月一日に遷御前日の儀として御裝束神寶讀合の儀が終ると、午後四時から神域内川原祓所にて川原大祓が行はれる。内宮は五十鈴川の瀧祭の神の南方で、外宮は十月四日別宮遙拜所の南方三つ石の所で行はれる。即ち先に造神宮使から受取つた御裝束神寶を朱塗又は黒塗の御幸櫃に納めた儘、白絹を覆うた假御插代、假御船代の遷御の御用具と共に川原祓所に昇ぎ据ゑ、祭主以下百數十人の神官は新調の束帯衣冠に明衣を着けたる装にて之に列し、午後四時頃ながれ清き五十鈴の川に臨んで祓を受けるのである。かくて祓ひ

清められた假御插代、假御船代、行障、絹垣、執物神寶等の遷御の御物は本宮の御床下に、其の他御新殿を粧ひ飾り奉る御裝束等の御物は御新殿に運び納れ奉り、更に神官一同は諸々の罪穢を祓ひ清めて愈々遷宮本儀の大任にあたるのであります。

四、遷宮本儀

遷御の儀 十月二日(外宮は十月五日)は遷御の當日で先づ正午から御饗の儀を行はせらる。即ち新に調進せられた御裝束で新宮の御殿を裝飾し遷御の御準備を致すのであつて、奉仕は大宮司、少宮司、禰宜が之に任じ祭主が之を檢知するのである。此の行事は神宮に於ける最も嚴重なる祕事として其の作法は鄭重を極めたものである。今その古儀を尋ねるに「皇

太神宮儀式」に、内宮正殿内の壁代、御帷等の御飾は十四日に奉仕し、十六日即ち遷御當日に至り遷御の儀に先つて新殿内に御裝束物を奉進したことが見えて居り、また「豊受大神宮儀式帳」にも同じく遷御前々日に御壁代御帷等を奉仕し、遷御當日に御裝束物を奉進したことが記述されて居り「延喜太神宮式」には遷御前日に御飾を奉仕すること並に之に先つて祭主若くは宮司をして其の由を神前に告げ申さるることが規定されて居る。然るに建久、文永、寛正等の遷宮記には之が遷御當日に行はれたことが見え、其の後徳川時代には遷御前日となり、明治以後再び遷御當日に行はれることとなつた。

茲に大儀の準備整ひ午後四時の第一鼓を相圖に奉仕の諸員神苑に参集する。此の大儀に方りて朝廷よりは、神儀奉遷の大役を奉仕せら

る奉遷使(勅使)として特に掌典長を差遣せらるる御例である。掌典長は掌典、掌典補二人、宮内屬一人を随へて参向せられ、先づ大神の御鎮座まします神都、宇治山田市に入るに際して、宮川の祓所に於いて大麻、御鹽の祓を受けさせられる。抑も神宮に参向せらる、勅使は、宮域に入るに先つて宮川に於いて修祓せらるる御例であつたが、明治三十八年(二五六五)以後祓所を山田驛附近の世木社境内に移し年中、恒例、臨事の奉幣の勅使は此處で御祓を受けさせられて居るのであるが併し此の式年遷宮の場合には古例に従つて宮川に於いて勅使(奉遷使)及び祭主宮の川原祓を修せらるるのである。奉遷使(勅使)は川

原祓の後、直に勅使齋館に入つて沐浴潔齋を遂げ、當日は束帯に木綿鬘の裝束にて勅使齋館より宮域に参入せられる。

神宮側の奉仕員は祭主宮を始め大宮司、小宮司、禰宜十人、權禰宜十人、宮掌四十人、伶人三人の外に臨時の職員たる宮掌補八十二人を加へて約百六十七人の神官が五日若くは二日前より神苑の齋館に参籠して沐浴潔齋して各各當口の御儀奉仕の準備をする。かく神官が多數に長期参籠して潔齋することは遷宮祭以外には全くないことである。又神官の裝束に於いても年中、恒例、臨時の祭祀には齋服を用ひて居るが、遷宮祭に限り御治定の祭式に基き古例のままに祭主、大宮司、小宮司、禰宜は束帯、權禰宜、宮掌、宮掌補、伶人は總べて衣冠を着用する。但し重要な所役、太玉串、召立、殿内燈火の御役を勤める權禰宜には古來の由緒によつて束帯を聽される。尚ほ祭主以下禰宜は古式によつて神宮獨特の神事服である明衣

と云ふ純白の生絹を以つて作れる裾の短い闊腋袍を束帯の上に著け、冠には木綿鬘をかけ又神儀奉載所役の大宮司、少宮司、禰宜は更に木綿襪を兩肩より十字に結ぶ。權禰宜以下も束帯衣冠の上に中明衣と稱する幅九寸六分、長五尺六寸の白の生絹を左肩から腋にかけて結びて最も重い神事の装をするのである。

以上の奉仕員の外に前例に依れば、内務大臣神社局長、造神宮使廳職員及三重縣知事等をして式中に参列せしめられたのであるが、當度は内閣總理大臣を加へられ、何れも衣冠の装にて参列し、且つ渡御の際には神儀の後陣に供奉せしめらるることとなつた。首相が神儀渡御に供奉することは實に昭和聖代の御創始であつて叙慮の畏さ、更に又當度より初めてこの大儀の参列員を定められ、廣く文武百官の代表者數百名を参列せしめらるることとなり、是等の参列者は大禮服又は正装にて御儀に參加し奉る。以上の多人數の奉仕員及び参列員が一鼓の時刻に齋館の前庭に参集するのである。次いで午後五時の第二鼓を報ずれば、祭儀の施設が總て辨備せられる。即ち御本殿及び御新殿の御垣、鳥居等には垂手を付けた御柳を飾り、中重鳥居兩側には百二十八本の八重柳が奉飾される。瑞垣、蕃垣、玉垣等の各御門には御幌を奉懸し、中重及び渡御の御道筋には庭燎を設け、参道各所には高張提灯を設けて祭庭及び其の周圍を裝飾する、而して祭儀の儀仗として付せられたる三十三聯隊の一箇大隊の儀仗兵は豫め参進して本宮御門前石垣下のところに堵列する。

以上の如く奉仕の諸員参集し、祭庭の辨備全く整ひ、奉遷使及び祭主宮殿下を始め奉り奉

の音のみ幽かに肅肅と流れ渡り聖なる神氣は九十五町歩餘の神域を包んで其の崇高・神祕・幽玄なることは大御神の居ませし神代日本そのままであります。靜かに嚴かに神ながら神らしく御神體は渡御を進めあそばさず。特に許されて御沿道の奉拜所に堵列せる萬餘の奉拜者は自ら一齊に奉拜拍手し奉るが、その光榮とかたじけなさに感激して日本臣民としての甚深の眞心を捧ぐるのである。畏れれども神と民とは融會して全一の光景を現出する。

かくて芽出度く新殿に入御せらるれば、祭主大宮司・少宮司は昇階殿内に祇候し、禰宜は大床及び御階に候して、權禰宜の讀上げる召立文に應じて前陣後陣の御裝束神寶を次第に殿内に傳進奉納し、内宮にありては御銚四卒・御弓四張・御楯四枚を大床御戸脇の左右壁持の上に寄せ奉り、訖つて諸員内院の版に著き、殿内の御燈火を下け、大宮司・少宮司は奏樂裡に御扉を閉ち奉る。祭官の俯伏磬折は前と同様である。次で奉遷使(勅使)御階下の版に進みて御祭文を奏上して、芽出度く遷御の大儀畢らせられたる由を大御神に申し上げ神安らけく鎮りますやう祈願をこめ奉る。この間諸員は俯伏磬折する。之にて新殿渡御の御儀は芽出度く神らしくも畢つたので、大宮司は奉遷使の前に進んでその旨を告げ申し、次で奉遷使及び祭主以下諸員一同、中重の石壺の版位に退いて奉拜八度拍手兩端の禮を行ふ。

この際、内閣總理大臣以下の供奉諸員も共に奉拜し、又御門前堵列の儀仗兵も一齊に捧銚國の鎮の曲を吹奏して奉拜の禮を行ふ。此時神域の秋の夜の天は高く數多の星辰は一段の光をますのである。

かくて一同參進の順序にて退出、更に荒祭宮(外宮は多賀宮)遙拜所に至りて奉遷使(勅使)祭官、供奉の諸員等奉拜八度拍手兩端の禮をなし奉り、畢て退下、參列の諸員も奉遷使(勅使)祭官の退出後順次板垣御門前に於いて拜禮し畢つて退下する。總べてが極らない神らしい感激にひたる。

五、遷宮後儀

大御供進の儀 遷御の御儀が畢ると、其翌日十月三日(外宮は十月六日)午前六時、祭主以下參進して瑞垣御門前に於いて新宮最初の大御供進の儀が行はせられる。衣冠に木綿鬘をかけられたる祭主宮殿下、大宮司以下神官、伶人は忌火屋殿前庭の祓所に於いて神儀、幸櫃とともに被ひ清められ、次いで御費調舎に參進。そこでは宮掌は種種の御費を幸櫃から取出し、權禰宜之を調理し、御鹽を和して幸櫃に納め、瑞垣御門前に參進、ここに於いて御門前に葉薦を敷き、高案を設け、伶人の奏樂裡に禰宜は神儀を供し、初献の神酒を奠じ、大宮司は祭主宮殿下より祝詞文を受け奉りて案前の版につき祝詞を奏し終り、二献三献の儀あつて撤饌して式をはらせらる。式の御次第は凡て恒例の新嘗祭に準據せらるるのであるが、この大御供進の儀は昭和初度遷宮から始めて行はれるのである。

奉幣の儀 大御供進の儀が了れば尋で午前十時奉遷使新宮に參向して奉幣の儀を行はせられた。之は古來一社奉幣と稱して遷御の儀と共に最も重い祭儀とされて居る。午前十時前儀仗兵は板垣御門の外に堵列し、間もなく奉遷使官幣を奉じ束帯に明衣を召し、木綿鬘木綿襪、をかけられたる祭主宮殿下以下神官

と共に參進し、第二鳥居内に於て官幣及び奉遷使以下の修祓のことがあり、次いで掌典補は幸櫃より官幣と送文を出し、權禰宜送文を祭主宮殿下に進めて御覽に入れたる後之を讀上げ、權禰宜の官幣點檢の儀を行ひ、高案を安せる幣帛を昇ぎて内玉垣御門前に奉安し、奉遷使以下前日の儀と同じく太玉串八枝を奉奠した後、奉遷使御門前に進んで御祭文を奏し終はらせらるれば、禰宜以下官幣を東寶殿の御扉を開きて納め奉り、諸員は奉拜八度拍手兩端、儀仗兵は國の鎮の曲を三たび吹奏し捧銚の禮をとつて退出、それから奉遷使祭主宮殿下以下五丈殿に於いて土器に盛られたる海山の御馳走に高盛の飯を添へたお膳が進められるのである。服装は遷御の儀と同じく東帶衣冠にて奉仕する、なほ正宮の遷御の大儀が行はれたるにつき各別宮を始め攝末社諸管社にも奉幣の儀が行はれるが、之は各宮社の新嘗祭當日に行はれる。

古物渡の儀 奉幣の儀が奉つて引續いて古物渡の御儀がある午後二時大宮司以下神官は衣冠にて奉仕、小宮司および禰宜は古殿の御扉を開き奉り古殿に納められたる幣帛神寶の類を順次捧持して御新殿内に移し奉る。大宮司には御鹽をもつて殿内を清め御鑰をうけて御本殿の御扉を閉じ奉り、御鑰に封紙を仕つてこの御儀式は終はらせられた。之は「太神宮式」に「其舊宮神寶遷收新殿」とあるのが即ちそれで、其の稱の初めて見へたのは「遷宮例文」である。

ここに第五十八回の皇大神宮遷宮の御祭儀は全く終らせられたのである。外宮にては十月六日に内宮と御同様の御次第にて大御饗・奉幣・古物渡の御儀を執り行はせられた。尙ほ奉幣の夕には、いにしへ倭姫命が大和國

笠縫に皇大神宮を祀らせられた時倭舞をまつて神慮を慰められた神事によつて、御神樂竝に秘曲奉奏を行はせられる。之は第百二十二代明治天皇(一五二七—二五七二)の特別の御召を以て明治二十二年(二五四九)より初めて行はれたのである。先づ午後六時大宮司以下神官は、新宮内院に參進して大御饗を奉奠し、祭主宮、祝詞を奏上して撤饌。新宮内玉垣御門前に設けられたる神樂舎の御前には二つの庭燎があかあかと焚かれ、祭主宮殿下以下は西側に東面して列座、奉遷使以下は東側にこれに對して着座、大宮司は神鏡を取りつけたる櫛を捧げて新正殿の階下に進み一拜して、これを人長に授ければ、青摺の小忌衣をつけ笏を挟み太刀を帯びたる人長は神樂舎の御火の前にて召立の位置につき、摺足優雅に作法を行ひつつ音吐朗朗「和琴仕うまつる男子召す」「本歌仕ふまつる男子召す」なき召立つれば、聲に應じて召されたる所作人は一曲奏樂を奉仕した。ついで樂長以下樂師十八名の宮内省雅樂部員は「櫛」「鞞」「千歳」「薦枕」なきの曲を奏進し終つて一同退下齋館に入った。かくて十時ごろ再び奉遷使・祭主宮殿下以下參進、「早禰神」「朝倉」なきの御神樂を奉奏したが、いよいよ秘曲を奏し奉る時には、直接奉仕の伶人のほかは悉く幄舎に退き、神樂舎からは和琴、箏、築紫の妙に雅びなる韻律が秋涼の神域の老杉の梢の暗

を流れては絶え、絶えては流れて夜もほのぼのと白み始むる時に終るのであると承はる。かくして神宮遷御の祭儀は全く終らせられたのであります。別宮の祭儀はこの後も引き続き行はせられ、昭和四年十二月十日を以て終

月讀宮	昭和四年九月廿日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	瀧原並宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時
月讀荒御魂宮	昭和四年九月廿日午後三時	瀧原宮	昭和四年十月廿日午後十二時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時
伊佐奈岐宮	昭和四年九月廿日午後二時	瀧原並宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
伊佐奈彌宮	昭和四年九月廿日午後三時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
瀧原宮	昭和四年十月四日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
瀧原並宮	昭和四年十月四日午後三時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
若宮神社	昭和四年十月四日午後四時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
伊佐奈岐宮	昭和四年十月四日午後四時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
伊佐奈岐宮	昭和四年十月四日午後四時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
佐美長神社	昭和四年十月廿日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
風日祈宮	昭和四年十月廿日午後二時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
土宮	昭和四年十月廿日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
月夜見宮	昭和四年十月廿日午後二時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
風	昭和四年十月廿日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
豐受大神宮	昭和四年十月廿日午後二時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
皇大神宮	昭和四年十月廿日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
豐受大神宮	昭和四年十月廿日午後二時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
荒祭宮	昭和四年十月廿日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
多賀宮	昭和四年十月廿日午後二時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
月讀宮	昭和四年十月廿日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
月讀荒御魂宮	昭和四年十月廿日午後二時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後二時	伊佐奈彌宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時
伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後二時	若宮神社	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時	伊佐奈岐宮	昭和四年十月廿日午後十二時

伊佐奈彌宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 瀧原宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 瀧原並宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 伊佐奈岐宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 伊佐奈彌宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 風日祈宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 土宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 月夜見宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 風 昭和四年十月廿日午後十二時
 豐受大神宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 皇大神宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 豐受大神宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 荒祭宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 多賀宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 月讀宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 月讀荒御魂宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 伊佐奈岐宮 昭和四年十月廿日午後十二時
 伊佐奈岐宮 昭和四年十月廿日午後十二時

六、結

以上は極めて梗概ではあるが式年遷宮祭の本義を叙述したものである。この御祭によつて眞善美、聖の神國日本、皇國日本の尊さは十二分に象徴されて居ると拜察されます。而してこは何物を以ても比べられないものであり如何なる力を以てしても成し能はぬものである。國憲、國法、國風、國民道德、國民信仰、國民生活なきに獨特の精華を發揮する所以のものその淵源は茲にある。神國日本人の光榮、皇國日本人の感激は言擧げせしめて八千萬同胞の心から心に胸から胸に電氣に打たれたそれのやうに響き互るのである。神徳の廣大であり無邊であることを奉讃して現津神であらせらる、昭和の聖天子の御代を手長の御世と常磐に堅磐に守らせ、茂し御世に幸はへ給はんことを縮み畏みて宇事物うな根つきぬきて祈り奉る。

参考文献

神宮司廳編大神宮故事類纂(遷宮部、祭祀部、遷宮圖繪卷、故事類苑(神祇部第三)、神宮要綱、神宮便覽物集高見編廣文庫(第九冊)、宮地直一、阪本廣太郎共著神宮式年遷宮、天沼後一著日本建築史要、大阪朝日新聞九、十月號、大阪毎日新聞九、十月號

學 內 報

天六學舎落成式

前號所報の如く、本學天六學舎は起工より一年有餘、九月十五日愈その竣成を見るに至つたので、同二十二日午前十時より新學舎大講堂に於て落成式を舉行了。この日數日來の宿雨新に霽れて、そよと吹く秋風に爽氣學舎の四隣に充ち互る絶好の日和に惠まれ、朝野貴紳の來賓、校友その他の關係者の參列多數に及び、新講堂初ての學式は實に感激溢るるものがあつた。先づ仁保學長は一場の式辭を述べ(第二頁參照)ついで砂川建築委員長は本學舎建築諸般に關する工事報告をなし、それより小橋文部大臣柴田大阪府知事、關大阪市長、稻畑大阪商工會議所會頭、武内校友總代の各祝辭あり盛大裡に式を閉じた。尙式を終つて一同新學舎内を參觀し、正午より屋上露臺において立食の宴を張り、本學の前途を祝福しつつ解散した。

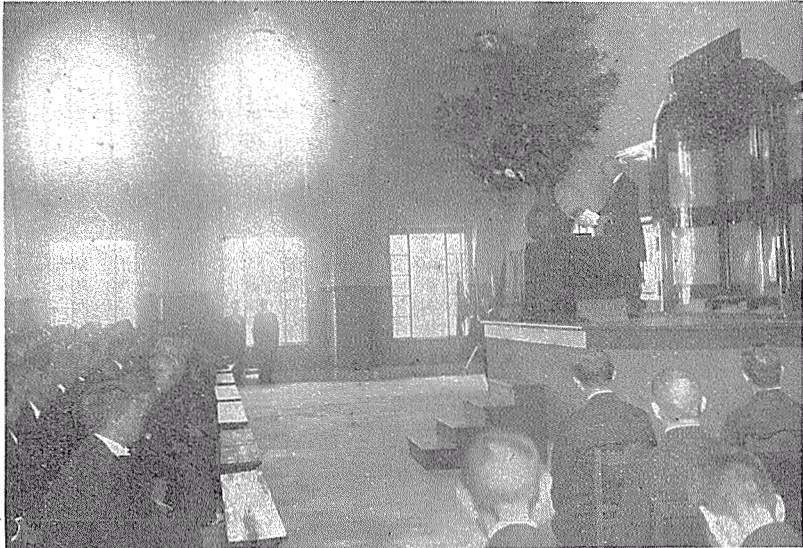
左に當日の祝辭の主なるものを摘録する。

文部大臣祝辭

關西大學専門部及び兩附屬商業學校校舎新築工を竣へ、本日其の落成式を舉行せらるる職員諸君の喜や想ふべく、生徒諸子の意氣察するに餘りあり。

古人曰く居は氣を移すと。蓋し居新にして激瀾の氣進取の力隨て生じ來るなり。職員諸君生徒諸子庶幾くは永く今日の心を以て

心とし、全員力を盡して益々其の成績を向上し、其の特色を發揮せられんことを一言



以て祝辭とす。

昭和四年九月二十二日

文部大臣 小橋 一太

大阪府知事祝辭

本日茲に關西大學専門部、關西甲種商業學校及關西大學第二商業學校新築校舎落成式を舉行せらるるに際し祝意を表するは余の欣幸とする所なり。

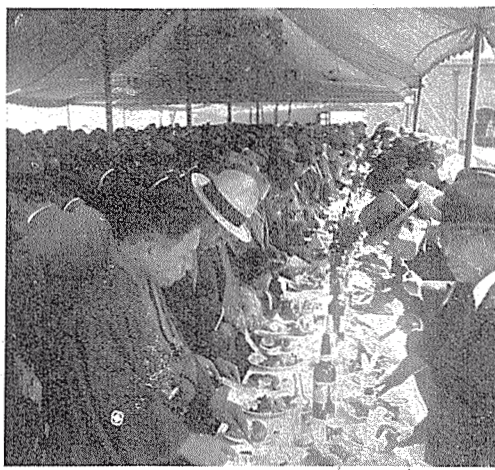
惟ふに輓近政治經濟交通産業等、社會各般

の事業の發達著しきものと雖も、これが基調をなすものは一に教育の力に由る所なりと信す。

本學は明治十九年關西法律學校の名により創設せられてより、茲に四十餘年を閱し、各部卒業生を出すこと實に七千七百餘人、濟々たる多士彬然として社會の各方面に活躍し、或は政治家として、或は教育家として斯界の牛耳を執り、或は實業界に入りて商工都市重要な人物となり、我が國運の發達に寄與貢獻したる所頗る大なり。

爾來職員の精勵恪勤と學校關係者の苦心とに依り校運次第に隆盛に向ひ、茲に専門教育實業教育の機關を整へ、今や結構堅牢にして設備擴張せる校舎新に就りて一大學園の完成を遂げたるは我國教育の爲洵に慶祝に堪へざるなり

氏平作内武代總友校るす讀問を辭謝



宴饗食立るけ於に台露

爾今益々教育の實績向上に努め更に一層施設の充實を圖り、内容の改善を致し、以て

本學の聲譽を大ならしめ國家の隆昌に貢獻せられんことを。本日の盛儀に際し、一言を述べて祝辭となす。

昭和四年九月二十二日

大阪府知事 柴田 善三郎

大阪市長祝辭

關西大學専門部、附屬關西甲種商業學校、並に附屬關西大學第二商業學校校舎たる天六學舎新築、茲に工を竣へ本日を以て落成の式典を舉げらる。誠に慶賀に堪へざるなり。抑も本校は明治十九年關西法律學校として開校されたるに創まり、爾來幾十星霜校基時と共に整ひ、校運年を遂うて進み其間幾多の人材を輩出して社會に貢獻する所頗る多し。其功績定に顯著なりと謂ふべし其の校風を慕うて校門に集るの學徒の近時益々其の多きを加へたるを以て曩には地を千里山に相して高壯なる大學學舎を建設し今亦茲に其の附屬學校の爲めに斯の新校舎を完成せられ、研學の便に一段の整備を致せるは單り學徒の幸福たるに止まらず、亦以て大阪市教育の一大進展と稱すべく洵に慶祝に堪へざるなり。

冀くは職を本校に奉ずる教職員各位は益々協力奮勵せられ、生徒諸子は益々精勵學徳の研磨に努め校舎の偉觀と相俟て彌發揚せられんことを一言舒へて祝辭とす。

昭和四年九月二十二日

大阪市長 關 一

大阪商工會議所會頭祝辭

本日茲に關西大學天六學舎新築落成式を舉行せらる、洵に慶賀に堪へざるなり。

惟ふに我大阪は帝國商工業の中樞にして、國家經濟の發展を雙肩に荷ふ重責に鑑みるときは、教育機關の完備一日も忽諸に附すべからざるは言を俟たざる所なり。

本學は大阪に於ける古き歴史を有し、我國教育界に多大の貢獻を齎せらるるは世人の周知する所なり。然るに今や亦茲に堂々たる本學舎の新容を整へ國家有爲の青年を養成せられんとするは、吾人の深く多とする所なり。

冀くは學長仁保博士始め教職に當らるるの各位は、新築を一期として更に克く本校設立の趣旨に鑑み、廣く中外の趨勢に察し、愈々碎勵を加へられ以て本校の聲價を顯揚せらるべく、又學生諸子は夙夜孜々以て學業の大成を期せられんことを。茲に一言陳へて祝辭とす。

昭和四年九月二十二日

大阪商工會議所會頭 稻畑勝太郎

校友總代祝辭

本日茲に關西大學天六學舎竣工の式典に列し、不肖僭越を願みず本學校友を代表し祝辭を述ぶるの榮譽を荷ふ。感激何物にか譬へん。

惟ふに母校關西大學は創立以來四十有餘年學運日に月に進み、今や全學六千の學生生徒を收容し實に本邦私學の一權威たり。而して曩に千里山學舎を始め、圖書館の工成り、今日又專門部並に附屬商業學校の校舎たる天六學舎の竣工を見る。海に芽出度限りと言ふべきなり。而も本學舎たる、千里山學舎との連絡亦便なるの地に立し、延坪二千に餘る大建築にして、様式其他萬般の

設備何れも近世の模範たるを誇り得るは更に吾等の欣快とする所、この機に臨み吾等在學の學生生徒諸君と共に母校の前途益々多幸ならんことを期して止まざるものなり一言蕪辭を述べて祝辭とす。

昭和四年九月二十二日

關西大學校友總代 武内作平

學部大學豫科 並關西甲種商 業學校天六學 舎落成式

學部、大學豫科並に關西甲種商業學校の天六學舎落成式は九月二十四日午後一時より大講堂において舉行、仁保學長の式辭について、垂水關西甲種商業學校長の同校生徒に對する訓辭あり、一時四十分閉式した。

專門部並第二商業學校 天六學舎落成式

專門部並に關西大學第二商業學校の天六學舎落成式は九月二十四日午後四時より專門部の第二學期始業式を兼ねて大講堂に於て舉行、仁保學長の式辭の後、專門部主事武田藏之助



氏就之職田武事主部門專るべ述を摺按の任就

神宮式年遷宮祭遙拜式

氏の就任の挨拶あり、五時三十分式を閉ぢた二十年一度の御大儀である神宮の御造營工事が完成せられ、皇大神宮におかせられては十月二日の吉辰を以て遷御の御儀式を執り行はせられたるにつき、本學にては二日午前十時より天六學舎講堂に於て、遙拜式を舉行した。理事、教職員學部、大學豫科、專門部及び附屬商業學校の學生生徒參列の裡に開式、一同先づ東方神宮に向つて恭しく遙拜し、それより砂川理事は教育に關する勅語を奉讀、ついで小泉教授の神宮式年遷宮祭に就いての講話あり、十時四十分靜肅裡に式を閉ぢた。

神宮式年遷宮 祭特別奉拜者

十月二日、皇大神宮におかせられては第五十八回式年遷宮祭遷御の大儀を執り行はせられ、當度は殊に學生代表の特別奉拜をも差許されたるにつき、本學よりは馬場生徒監引率のもとに左記學生を派遣し、特別奉拜者として神宮域内において奉拜の榮を有した。

法文學部法律學科第三學年 西崎作太郎

經濟學部經濟學科第三學年 森井 惣吉
專門部國漢文專攻科第三學年 中 正男
大山教授日本社會學會
大會に出席

教授大山彦一氏は十月五日より三日間名古屋において開催されたる日本社會學會大會に出席された。尙同大會では公民教育に關する文部省諮問案その他重要事項が審議決定されたる由。

林留學生動靜

本學留學生林太郎氏は豫てロンドン滞在中のところ先般獨逸ミュンヘン大學に入學した。

評議員一瀬勇三郎氏轉居

本學評議員一瀬勇三郎氏は今般長崎縣西大村陳ノ内に轉居された。

教職員動靜

河村信一氏(教授) 今般大阪府告示により町名番地左の通り變更となつた。

大阪市住吉區松通三丁目七八

河村宣介氏(助教授) 左記に轉居。

京都市下鴨下川原町四一

Mr. R. T. Fincher(講師) 左記に轉居。

兵庫縣水上郡柏原町

遠藤 銀氏: 左記に轉居。

大阪府三島郡千里村片山二二六

神屋敷民藏氏、左記に轉居。

大阪府三島郡千里村片山五二二

講師菅守常氏令妹の計、講師菅守常氏令妹ますみ嬢は去月二十四日逝去せられた。謹んで哀悼の意を表する次第である。

關西甲種商業學校彙報

陸上大運動會——十月六日千里山關西大學グラウンドに於て開催、絶好の運動日和に惠まれて觀客も多く稀に見る盛會であつた。

第四回大學祭豫報

本學最大の年中行事である大學祭は來る二十
六、二十七の兩日、天六學舎並に千里山學舎
において開催することとなつた。行事種目、
各係役員名は左記の通りである。

大學祭行事種目

- 二十六日(於天六學舎)
 - 一、音 樂 會
 - 二、講演會及催物
 - 三、展 覽 會
- 二十七日(於千里山學舎)
 - 一、運 動 競 技 會
 - 二、音 樂 會
 - 三、風 俗 行 列 會
 - 四、講演會及催物
 - 五、展 覽 會
 - 六、賣 店 會

大學祭役員表

會 長	仁 保 龜 松
副 會 長	武 村 上 喜 之 助
區 分	教 職 員 (主ハ主任ヲ示ス)
講 演 係	小 泉 幸 治 大 山 彦 一 木 戸 卯 之 助
運 動 競 技 係	岩 崎 卯 一 安 藤 一 枝 光 菅 河 村 宣 介
展 覽 會 係	新 町 政 鐵 次 郎 矢 吉 田 孝 次 郎 三 枝 樹 信 太 郎
風 俗 行 列 係	堀 内 省 三 中 谷 敬 壽 所 中 谷 敬 壽
接 待 係	水 谷 揆 一 向 川 七 郎 治 宮 田 平 三
音 樂 會 及 催 物 係	木 賀 村 健 助 飯 加 藤 金 次 郎 正 井 敬 次
賣 店 係	中 山 村 正 直 正 井 敬 次
衛 生 係	內 多 精 一 高 橋 盛 孝
宣 傳 及 印 刷 係	賀 屋 俊 雄 平 井 淳 一 郎
設 備 係	河 村 信 一 木 戸 卯 之 助 松 崎 義 盛 谷 口 宗 一
記 事 係	堀 正 人 遠 藤 銀
庶 務 係	田 川 七 郎 治 堀 城 內 治 吉
會 計 係	桂 忠 雄 尾 崎 信 夫
各 部 交 渉 連 絡 係	中 谷 敬 壽 尾 崎 信 夫
運 動 競 技 場 取 締 係	山 內 六 郎 伊 村 長 吉 武 藤 勇
一 般 取 締 係	矢 島 彪 馬 場 三 次 郎

校 友 彙 報

校友會關門支部創立

多年の懸案たりし關西大學校友會關門支部設
置の機運漸く熟し、去る九月七日午後五時半
より下關市城山公會堂城山俱樂部において發
會式を挙げ、會則を議決し役員選舉の後記念
撮影を爲し懇親會に移り一同歡を盡して午後
十一時散會した。出席者は次の通りである。

原田市之進、濱崎多松、西 清、堀元嘉
平治、鳥井利之、岡本勳治、高野時治、椿
了、宗岡光龜、

會 則

- 第一條、本會ハ關西大學校友會關門支部ト稱ス。
 - 第二條、本會ハ關門附近在住ノ校友會員ヲ以テ組織ス。
 - 第三條、本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ併セテ本大學ノ發展ヲ計ルヲ以テ目的トス。
 - 第四條、本會事務所ヲ左記ノ箇所ニ設ク。
 - 第五條、本會ニ左ノ役員ヲ置ク。
- 支部長 一名、幹事 若干名
支部長及幹事ハ會員總會ニ於テ選任ス。
第六條、支部長ハ本會一切ノ事務ヲ總括ス。
幹事ハ支部長ヲ補佐シ諸般ノ事務ヲ掌ル
第七條、役員ノ任期ハ滿一箇年トス、但再選ヲ妨ケ
ズ。
- 第八條、會員ハ會費トシテ毎年金壹圓ヲ納ム可シ。
第九條、會員總會ハ毎年二回之ヲ開ク但シ必要ノ場
合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得。
第十條、本會則ハ總會ニ於ケル出席者ノ過半数ノ同
意ヲ得テ改正スルコトヲ得。

會 員 氏 名

石川七之助、濱崎多松、西 清、堀元嘉平
治、鳥井利之、岡本勳治、高野時治、中井勝
宗岡光龜、内田重成、原田市之進、椿 了
野口義樹、木本龜太郎、本間超三。

役 員 氏 名

本年度役員左の通り選任す
支部長 岡本勳治
幹 事 高野時治、堀元嘉平治

校友會東京支部秋季總會

校友會東京支部にては十月一日午後五時より
神田區駿河臺主婦の友社講堂に於て秋季總會
を開催した。會するもの約四十名、役員の内
期滿了につき改選の結果支部長に武田宣英氏
副支部長に森岡保喜氏、幹事に田中右橋、山
口直三郎、古田吉五郎、有田秀造、板橋菊松
安村竹松、田村清吉、永田宗太郎、山本仲次
郎、松澤卓規、北山義衛、加邊力、山田太熊
三森武雄、水上孝正、小池義一、吉田金吾、
池谷龜太郎、貴志房廣、岡本四郎九の諸氏が
當選した。

尙議事終了後卓を圍みデザートコースに入る
や武田支部長より就任の挨拶並に母校の現状
に關して詳細なる説明あり、次いで森岡副支
長の挨拶ありて後各自簡單なるスピーチをな
し互に胸襟を披き十二分の歡を盡して午後十
時散會した。因に當日の出席者は左記の諸氏
である。

武田宣英、山口直三郎、作間耕逸、牧野充
安、古田吉五郎、森岡保喜、永田宗太郎、
板橋菊松、山本仲次郎、松澤卓規、北山義

衛、三森武雄、水上孝正、小池義一、高濱信男、平田勉一、原田正大、平井正義、加邊力、住谷卓雄、安福辨二、安藤藤綱、米田忠八、深谷茂、吉田金吾、朝倉茂、前田梅次、松島翠、池谷龜太郎、岡山福四郎、貴志房廣、本田捨松、中村峯藏、妹尾正義、今井清、五島重雄、出來島丑藏、岡本四郎

九 校友 動 靜

飯田 清藏氏 (大二商) 今般加島信託株式會社を辭し紐育ナシヨナルシチー銀行神戸支店に入る。住所は從來の通り大阪市東區宮林町四番地ノ三である。

國政、衛氏 (昭三專商) 大平生命保險株式會社に入社京都支店に勤務せらるることとなつた。新住所は京都市上京區寺町今出川上ル西入幸町安藤廣吉方。

高田 穂積氏 (昭四專法) 今般青島日本總領事館に勤務されることになつた。

加藤 弘一氏 (昭二專經) 不動銀行を退き名古屋市熱田澤上郵便局保險課に入る。

矢野 榮氏 (昭四專法) 日本海上保險株式會社を辭された。

原 關太郎氏 (大一五專法) 過般日本信託銀行に入る。

田中 銳男氏 (明三五法) 名古屋市會書記長なりしところ今般名古屋市西區長に榮轉された。

星野 俊一氏 (大二法) 九州帝國大學圖書館を辭し福岡縣社會課に勤務。

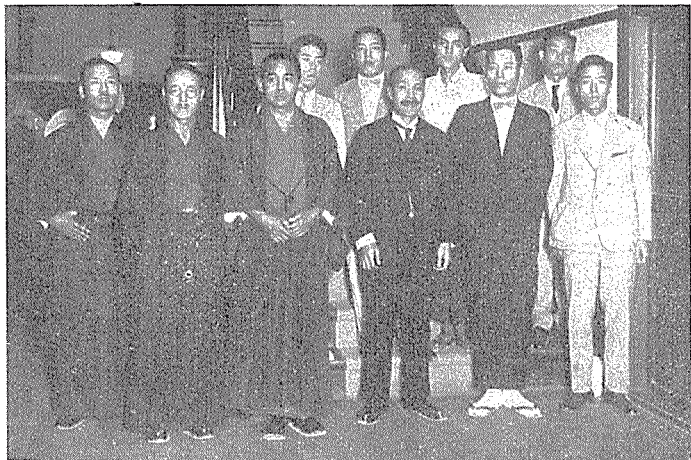
安東 明氏 (昭四專商) 日本海上保險株式會社を辭し神戸市京町クレセントビル、グアツキウムオイルコンビナード日本總支

店に勤務。

矢野 兼三氏 (推) 過般京都府事務官より同工場課長に轉補された。

平田 奈良太郎氏 (大二法) 京都區裁判所檢事より大阪區裁判所檢事に轉補さる。新住所は大阪市天王寺區大通五丁目四六。

小林 仙一氏 (昭四大法) 西宮警察署に勤



影 撮 念 記 會 總 立 創 部 支 門 關 會 友 校

務、住所は兵庫縣武庫郡今津町今津字今津道六二八。

清水 兵衛氏 (推) 辯護士、事務所を大阪市東區北濱二ノ四一に住所を東淀川區十三東之町九三に移された。

中道 正雄氏 (昭三專文) 今般大阪毎日新聞社社會部に入る。

校友住所移動

杉田 英一 (昭三專商) 東京市日本橋區江戶橋三丁目第一製藥株式會社

五島 重雄 (大一四專法) 東京市外野方町新井亮元

神高 茂 (昭四專商) 香川縣香川郡上笠居村字藤井三五ノ二

前田 豐治 (昭四專法) 兵庫縣川邊郡小田村杭瀬字古樋入

桑原 勇夫 (昭三專商) 廣島市南竹屋町九二ノ二橋高齋方

廣瀬 勇 (昭三專商) 大阪市此花區恩貴島南之町一七〇ノ五安方

大塚 諸人 (昭四專法) 神戸市菊水町四丁目七七小谷方

白髮 茂 (昭四專商) 兵庫縣川邊郡小田村杭瀬字宮前二四

白川 好晴 (昭三專文) 大阪市住吉區天王寺町二二二八西田勝方

榎原平太郎 (昭三專法) 大阪市港區魁町三丁目一八眞浦德方

奥河佐嘉喜 (大一四專商) 臺北市木町一日本石油株式會社臺北販賣店

内前元吉郎 (明三三法) 大阪市住吉區共立通二丁目五三(町名改稱)

村田 重吉 (大一五專法) 神戸市平野馬場町二二三

辻川 正雄 (大四法) 東京市深川區清住町八

奥本源太郎 (昭四專法) 大阪市東區區勝山通七丁目四三八

中野榮次郎 (大七法) 大阪市住吉區平野流町五

嚴 大 覺 (大三法) 上海閘北寶山路寶山里五五號

西田 義介 (昭三專經) 大阪市東淀川區北大道町島頭

日淺 嘉見 (昭三專法) 京城府三阪通一四二

山本 文助 (大三專法) 大阪府中河内郡繩手村字四條一三二

西村 勝 (昭四大經) 大阪市北區善源寺町六丁目二六

村田 重吉 (大一五專法) 神戸市平野馬場町二三二

篠原 長治 (昭四大法) 大阪市北區茶屋町一五小林方

湯原慶太郎 (大七法) 大阪市東區區片江町三〇四

福島政次郎 (昭三專法) 富山縣高岡警察署

村岡 慶喜 (昭三專經) 鳥取縣東伯郡榮村大字上種四六八

渡邊 順一 (昭三專經) 大阪市北區岩井町一丁目四四第一合名社内

横田 義德 (昭三專法) 兵庫縣川邊郡小田村梶ヶ島三四

戸田 正日 (昭四專商) 吳市宮原通六丁目一六ノ九

高島安三郎 (昭三專經) 兵庫縣川邊郡小田村杭瀬堤外一服部商店内

濱田信太郎 (大三商) 大阪市天王寺區上木町五丁目二九

片山 昇 (大一四專法) 神戸市長田村房王寺谷七二九ノ六

朝川 吉松 (昭四大法) 大阪市天王寺區西高津中寺町五二二藤村方

(舊姓久保) 中尾 英一 (昭二天商) 和歌山縣海草郡日方町南三丁

(舊姓相木) 岡島 虎雄 (昭四專經) 兵庫縣武庫郡鳴尾村小松字里中鳴尾住宅

塚本 正一 (昭三專法) 神戸市養老町三丁目六ノ一

島崎 武 (昭四專經) 高知縣香美郡岩村神通寺

山本喜代志 (昭二天經) 富山縣婦負郡西吳羽村字小竹吳羽紡績株式會社工場新築工事場大林組吳羽出張所内

山口 常一 (昭二大經)	兵庫縣武庫郡精道村字青
行比 久生 (昭四專商)	屋八田八五九土居邸内 大阪市港區市岡町一丁目 一五磯村吉松方
野村 敏治 (昭三專法)	神戸市西灘原田三五〇指 吸なさ方
菊田慶太郎 (昭三大法)	大阪市住吉區阿部野筋一 丁目九一
大野 敬一 (昭四專經)	岡山縣上道郡手島村大字 東手島七四四
今西榮治郎 (昭四專商)	大阪市港區富島町合名會 社尼崎汽船部内
畦地 哲郎 (昭四專法)	廣島縣世羅郡甲山町
杉山 實雄 (昭四專商)	大阪市西成區岸松通三丁 目九勝見方
高岡 忠三 (昭三專經)	大阪市西淀川區佃町三九 五ノ二
關谷郡治郎 (昭四專法)	大阪市浪速區湊町保線事 務所内
上野 康雄 (昭二專法)	大阪市東淀川區下新庄五 九二
宮 剛三 (昭四專法)	東京市外濰谷町字榮落二 九小菅方
平野 尙 (昭三大法)	大阪市西區北堀江御池通 一丁目一六
栗森 保 (大一四專經)	福岡市中間町二〇神戸電 機製作所内
玉野 芳丸 (昭三專法)	大阪市港區八幡屋元町二 丁目八五ノ二龜山線方
松本 正俊 (昭四專商)	大阪市此花區上福島北一 丁目二〇福吉館内
原口 磊三 (昭四專商)	福岡市吳服町五上杉方
高谷 重任 (昭四專法)	大阪市港區北八幡屋町一 丁目一五
河田 蕪 (大一五專經)	大阪市此花區大開町九串 馬方

花田 市良 (大一四專經)	大阪府中河内郡久寶寺村
水島 有年 (大一四大商)	兵庫縣川邊郡立花村塚口 字池田一二二ノ一四塚 口住宅(ナ)一一號
今島 實治 (昭三專經)	鳥取縣八頭郡國中村
濱田 勝平 (昭三專經)	山口縣熊毛郡島田村開作
大塚 豊 (昭三專商)	大阪府三島郡吹田町字寄 町二八三八
大杉 輔二 (昭三專法)	神戸市熊野町四丁目六二 大仲爲一方
北岡 南 (昭三專法)	大阪市港區夕風町三丁目 二七六政方

校友改姓名

- (舊) 久保英一 中尾英一
相木虎雄 岡島虎雄
昭二專法 大仲輔二 大杉輔二
- (新) 久保英一 中尾英一
相木虎雄 岡島虎雄
昭二專法 大仲輔二 大杉輔二

校友逝去

昭和四年九月
大阪府北河内郡諸葛村字三島二九一
岩 倉 堅 吉
昭和三年專門部法律學科卒業

昭和四年十月四日
大阪府此花區四寶島橋町二〇
武 内 之 義 氏
昭和四年法文學部法律學科卒業

右訃音に接し謹んで弔意を表す

學生彙報

皇陵崇敬會報

第二次第十四回例會——去る九月廿二日、前日
來の雨霽れて秋色頗に増し、時恰も滿山錦織
の候、我等は、第二學期劈頭の例會として丹
波山國を訪ねた。一行六名、午前七時十分大
阪驛を發し、途中山陰線保津川の絶景を賞し
つつ殿田に向ふ、殿田よりは自動車にて山國
陵に參拜す。行程六里半である。

陵は古刹常照皇寺の境内にあり、即ち、北朝
第一代光嚴天皇山國陵、第百二代後花園天皇
後山國陵及び後土御門天皇分骨所である。常
照寺の境内に九重櫻とて光嚴天皇御遺愛の古
木があり、又左近櫻と言ふもある。寺内を拜
觀し、晝餐の後記念撮影をなす。午後よりも
同じ道を探り、途中山國神社に詣づ。二時半
殿田驛に着し、三時四十九分の車中の人とな
り歸阪の途に就いた。一行は、

森井惣吉、溝邊文和、中村武一郎、小田切
西、中川貞夫、奥川武郎

——奥川君報

千里山經濟學會第二回例會

國をあけて慶びまつる未曾有の御盛儀、皇大
神宮式年遷宮祭遙拜式を終つて、十月二日午
前〇時より天六學舎に於て、第二回例會を開
いた。前回豫告の通り會長武田教授の牧野輝
智氏の博士論文である「貨幣學の實證的研究」
に對する深酷なる批評があつた後、本會の研
究擔當者である經二の東三郎君の「アダム・ス
ミスの賃金論」及經一の野口鋼榮君の「アダ

ム・スミスの利潤論」の各前半に對する研究發
表あり、會長を始め當日列席の正井教授、加
藤助教の批評あつて午後四時熱心裡に會を
終つた。

尙次回は十一月十日(月)に千里山學舎に於て
會を開き、スミスの賃金論及利潤論の各後半
につき各擔當者から研究發表をする豫定であ
る。

商學會總會

去る七月商學會總會を開催、會長木村講師顧
問賀屋教授並に卒業生三名出席、本會今後の
研究方針につき熱心なる討議あり、商科の研
究機關として對内的にも對外的にも權威あら
しむる爲に統一ある研究部を設くるに如かず
と意見一致し、從來の廣告研究會を商學會の
一研究部門とし、新に經營、計理の二研究部
を開設することとなつた。然して役員に任期
滿了により改選の結果左の諸氏の當選を見た

商學會研究部

一、廣告研究部
二、經營研究部
三、計理研究部

商學會役員 (イロハ順)

會長	講師	木村 禎 橋
顧問	教授	賀屋 俊 雄
幹事長	講師	須藤 文 吉
幹事	營業部長	岸 田 幸 雄
商一	商二	乾 信 昭
商二	商二	糸 山 菊 雄
商一	商一	大 塚 豊
商一	商一	坂 東 勇 治
商一	商一	西 田 喜 代 治
商一	商一	德 丸 晃

研究部役員
經營研究部
指導教授 賀屋俊雄教授
役員 坂東勇治
西田喜代治

廣告研究部
指導教授 須藤文吉講師
役員 糸山菊雄
川邊鹿之進

計理研究部
指導教授 木村禎橋講師
役員 乾信昭
大塚豊
徳丸晃

事務分掌
集會係 糸山菊雄
西田喜代治
記簿係 乾信昭
坂東勇治
大塚豊
徳丸晃

會計係 糸山菊雄
西田喜代治
乾信昭
坂東勇治
大塚豊
徳丸晃

國漢文科研究會夏季輪講會

今年の夏は例年に比して暑氣の烈しさを一人に感じたが、暑さにひるまぬ吾等同好の士は輪講會を港區吾妻町の織田方に於て開催した例年の通り休暇中の毎日曜午前八時から午後四時迄、十訓抄をテキストとしたが、各自非常に努力された爲に二回目には已に大半を讀了してしまつた程の進行ぶりであつた。今年是一年の方の出席を見なかつたが、吾吾の跡を引ついで國漢文科を育成して行く將來の中心となるべき一年の方達に、此種の會或は會合に、よりよき力を集中されたい希望を表明する次第である。最後に吾等の國漢文科の爲に、この研究會或は考證會なきを足溜として、一日も速に國漢

文學會なる一つの權威ある會の組織される日の來ることを切望する。
——織田君報——

俳句會例會

九月例會は小雨を降る二十一日に開催、參會者の少なかつたことは遺憾であつたが、兼題名月、席題霧にそれぞれ句評を戦はし、暮色漸く迫る頃ほひ散會す。左に句の主なるものを掲出する。
提灯に馬顔寄する夜霧かな 飯田正一
名月や五百津群山雲湧ける 同
端近の鉢の水面に月の影 竹澤喜代治
月影や漕ぎ行く船と十文字 同
ぶさう畑に柵のみ残り鶏頭哉 岡崎連哉
小雨過ぎいよいよ冴えて今日の月 同
明月や湖心に黒き舟一つ 廣田弘應
鴨立ちて水面晴るるさざりかな 同
名月や一本高き棕櫚の家 西田作次
引き網をほす砂濱の雁來紅 同
芦の根にふくらむ潮や月今宵 佐後淳一郎
鶏頭に一蝶飛びぬ山雨晴れ 同
名月に谷の眞闇の太鼓かな 金子斌
日輪の霧の中なる手洗かな 同
名月や琴だんじめる長小袖 三品金行
霧の日や妹送る魚師町 同
移り住みて色紅や葉鶏頭 藤原 薫
名月や萩の小花に露やきる 同
鶏頭をつよゆるぎやホール飛ぶ 新町徳之
名月や南洋行の船の上 同

旅行部報

山陰と北九州旅行——七月二十一日午前六時京都を出發、一行は山陰より北九州に向ふ。約

四時間にして日本三景の一天の橋立の絶景を窓にをさめ山陰本線を西走して翌朝水郷松江を訪れ、出雲大社に至りて一泊。翌二十三日山陽線小郡に出て下關門司を経て別府に泊を重ぬること三、温泉行脚地獄巡りなきして海路より歸阪した。

南紀探勝旅行——八月一日午後二時半天保山出帆南紀探勝の旅に上る。鶴鳴きわたる和歌浦を後にして、舟は静かな夜の航海に入る。翻と泛ぶ漁舟、燈台に夢まもられて、早曉勝浦の港に着く。直ぐ骨董汽車の人となりて旭光東海に輝き初むる頃、神武帝御上陸の地たる濱之宮、駒とめて袖うちほらふ佐保の松原を過ぎて新宮に着、御幸町川原より飛行艇にて熊野川の奔湍を廻り、宮井より右折して瀨に至る。千尋の碧潭と萬仞の懸崖、蓋しこれ天下の絶勝。——耶馬溪を見て瀨八丁を想像してはいけぬ。阿波の吉野川を見て瀨の風景を忖度してはいけぬ、況んや秩父長瀨の景色を以て紀伊の瀨八丁に擬しようとする僭越の罪は正に死に當るであらうと、沖野氏に云はしめてゐる。宜なる哉。

それより二時間餘にして本宮に着、本宮は昔無の里にして歴代皇室の御崇敬厚く、聖主の御幸七十餘度に上る熊野權現鎮座まします。本宮より二十五丁、小栗判官傳説の地、湯之峯温泉に浴みして一泊。翌朝一氣九里峽を下りて那智の懸瀑を見る、直下八十丈、偉觀なり。同夜は勝浦浦島温泉に浴し志歸洞、千疊敷の勝景を賞す。翌四日紀の松島、橋杭岩を右に見て串本に上陸、本州中最南端の湖の岬に至り、怒濤押し寄する熊野灘の壯觀を俯觀してキャンプをなし、五日田邊より汽艇にて

白濱湯崎の温泉に浴し三段壁、龍口岩、圓月島等を愛で、翌日風光明媚なる南紀に別れを告げ、夕陽に映ゆる伏虎城を右に、後に、靜に茅沼の海に入つた。

ヨット同遊とキャンプ移動旅行——八月八日香櫨園出航、モーター附ヨットにて、海の旅へのスタートを切つた。稍曇天のやうなれども波靜かにして、海面を走るが如く快走し、瀬戸内海沿岸の風光を眺めつつ豫定のコース神戸、須磨、鹽屋、垂水、舞子を通過し、明石に上陸。翌日汽船により淡路岩屋に渡る。先づ繪島に至りそれよりまつの松林中にキャンプをなし、更に八月十日には明石を経て舞子に至り、キャンプを續行す。大體日課として午前中は魚つり、讀書、水泳、午後は水泳、ボート、黄昏の散策とである。

山岳部報

北海道探勝旅行——部員の見送りをうけて大阪を出發したのが七月十六日午後四時二十八分裏日本の山嶽を踏破し、史蹟古城址に立ちては往古を偲び、新天地北海道に渡り勞働群に入りて烈日の光を浴びつつ勤勞の旅をつづくること四十日、得難き體驗を得て青森に戻つた。それより青森東京間の徒歩旅行の途にのほり泊を重ねること二十一にして江戸は日本橋に着いて。次に二ヶ月間辿つた足跡の大略を記して思出とする。
大阪—新潟—佐渡—金北山—眞野陵—金鑛山—遊佐大物忌神社—鳥海山—吹浦—秋田—平田篤胤の墓—八郎海—岩木山—青森。
函館—小樽—古代文字—官幣大社札幌神社—三角山ス

キー場—手稻山—月寒羊種場—奈井江農場—製麻會社—旭川—上川神社—アイヌ部落—絶景層雲峽—鹽谷温泉流星銀河の名瀑—黒岳—北海岳—旭岳—松山温泉—瑛英、上富良野—十勝岳—吹上温泉—落合—狩勝大平原の展望—岩井澤—室蘭—登別温泉—駒ヶ岳—岩井澤に埋れた鹿部々落—大沼公園—五稜廓—國幣中社函館神社—啄木の墓—夜十二時出帆青森へ。青森東京間徒歩旅行—山と史蹟とに心浮き立つ貳拾壹日の旅、困苦と闘ふ男の愉快

青森—酸ヶ湯—八甲田山—萬温泉—奥八瀨の溪流—十和田湖—發荷峠—大湯—陸中花輪—岩手山—厨川棚址—盛岡市—花巻温泉—膽澤城址—水澤—中尊寺—毛越寺—平泉館址—嚴美溪—松島—鹽釜—多賀城址—つばのい—しぶみ—蒙古碑—仙臺市林子平墓—青葉城址—福島市—文字摺石—土湯—鬼面山—猪苗代湖—磐梯山—今津若松市—飯盛山—白虎隊墓—若松城址—田島—山王峠—鬼怒川温泉—今市町—二宮(尊徳)神社—日光國幣中社—荒神社—華嚴瀧—中禪寺湖—男體山—宇都宮市—蒲生君平墓—古河公坊の城址—官幣大社氷川神社—浦和—東京。

山下、平井君報

秋季キャンプ例會—二ヶ月に亘る夏季休暇を刺用して、酷熱の盛夏を全國的に山嶽登攀移動キャンプ、三百里に垂んとする徒歩旅行等に若人の意氣を吐いて来た部員一同は、黒ン坊の觀光團と間違へられる様な赤銅色を帯びた男らしい顔をして歸阪した。九月二十二日、昨日迄の降雨もやんでまたとない快晴、秋爽千里原頭の幕營生活は午前九時から始まる。俺のお蔭で好天氣となつたと勝手な熱を吐きながら山男達は集ふ。晝には大釜にしるこ、井に十杯も平けて



第五回全國關西中等學校優勝雄辯大會紀念攝影

平然たる辨慶のやうな男も居て大賑ひ、ゴツゴツした男料理に舌鼓を打ち鳴らすうちに、月は山の端をはなれ、初秋の夜は徐々に白いテントに迫つて来た、林間天幕の下、膝を交へて二ヶ月間の收穫談に花を咲かせ夜の更くも知らず、交る交る湧き上る體験談に誘はれてか月の光さへもテントに覗き込む。大樹

の影は巨龍のやうにテントを這ひ、虫の聲も一層音を高めて行く。午前二時やつと話を打ち切つて一同テントの外に出て、月光の下に山男獨特のダンスをやつて二ヶ月振りの懐しさに喜々として眠りに入る。翌朝朝飯後九時一同連れ立つて引上げた。參集者は次の通りである。

木村、阿部、北元、中江、國友、山本、山下、西島、近藤、西澤、淺野、奥村、藤木、平井の諸君

籃球部報

—平井君報—

千里山上に孤々の聲を擧げてより一年有半茲に第二回夏期合宿練習を聖地に近き大和五條に於て八月廿一日より九月八日まで行つた。八月廿一日午前九時四十五分、愛する母校の光輝と近き將來に大なる抱負を抱ける吾等は竹村主將を始め賀乘、野村、森川、高橋、伊地知、芦野、阿山、押谷、北辻、以上十名が監督松葉氏と共に湊町を出發、正午五條驛に着き、宿舎五條中學寄宿舎にて少憩の後、午後三時より猛練習を開始す。爾來午前中は八時より十一時、午後は三時より六時迄、連日の炎暑をものともせず必死の練習を續けたが、合宿半ばにして松葉氏病み、竹村主將練習中に傷き、伊地知、野村、相續いて猛練習に倒れ、殘部員の意氣多少沮喪したるかに思はれたが、新加盟のリーグ戦を目前に控へ、九月一日には慶應の對戦を思ふ時、寸閑をも許さず一同奮起して再び立ち、猛練習を繼續して相當の自信を得、九月一日正午元氣よく歸阪午後四時半より天中屋内コートに於て慶應大學と始めて顔を合す。

射擊部報

—松葉德三郎君報—

對大阪外語戰—本學對大阪外語の第二回定期射擊大會は十月五日大阪城南射擊場に於て舉行、三百三十點對三百二十點で本學の勝ちとなつた。

二商辯論部報

第五回全國西中等學校優勝雄辯大會—本校辯論部主催、大阪時事新報社並に全關西中等學校雄辯聯盟後援の下に九月十五日午前十時大阪中央公會堂に於て開催、聽衆は堂に溢れ頗る盛會であつた。

- 當日の入賞者は
- 一等賞 神戸二中 平 正巳君
 - 二等賞 滋賀八幡商 正木恭三君
 - 三等賞 上福島商工 後藤季男君

フィッシャー教授の 貨幣價值變動論 (下)

— F. Fisher, the Money
Illusion の梗概 —

森川太郎

- 一 貨幣の幻覺一斑
- 二 貨幣價值變動の限度
- 三 貨幣價值動搖の原因
- 四 通貨伸縮の直接的影響
(以上前號所載)
- 五 通貨伸縮の間接的影響
- 六 個人の爲し得べき對策
- 七 銀行の爲し得べき對策
- 八 政府の爲し得べき對策

五 通貨伸縮の間接的影響

吾等は前項に於て通貨の伸縮が及ぼす直接的影響——各種契約當事者間の不當なる損益、隠れたる偷盜、社會的不正——を見終つた。しかし通貨伸縮の影響は單にこれのみに止まるものではない。更に一層廣き範圍に亘る間接的影響を齎す。以下に概観しよう。

通貨の不安定が齎す間接的影響の第一は、一般産業の不安定これである。所謂「景氣循環」の主要原因の一は通貨の伸縮であつた。産業界は從來久しく、好景氣、衰退、整理、回復 (Booms, recession, liquidation, recovery) の交替に悩まされ來つた。而してこれ等の現象に對しては幾多の、尤もらしき説明が與へられ其或るものは疑もなく眞ではあるが、尙貨幣に於ける變化を措いてはこれを充分に説明するを得ない。而も貨幣は常に舞臺の裏に隠れ

てゐる。人人は貨幣の幻覺の故に貨幣が景氣や恐慌の主要原因たることを看過し易い。然るに若干の經濟的及び統計的分析の結果は必然に此事を明かにする。即ち貨幣價值下落 (物價騰貴) は事業を刺激し、貨幣價值騰貴 (物價下落) は事業を抑壓する。其理由は物價騰貴に依り生産者が其生産物に對して高き代價を受取りつつある時、その生産費は同じ割合に高くなつてゐない。例へば賃銀や俸給は一定期間に亘る契約に依り豫め定められてゐるから直ちに物價騰貴に追隨しない。一般に總經費の騰落は總收入のそれに遅れる。故に利潤即ち經費に對する收入の超過額はインフレーションの初期には増加し、物價下落の時には漸減する。

利潤の取得者は企業者であり企業者は生産を決定するから、物價騰貴の爲め利潤増加する時は生産は擴張せられ商取引は膨脹する。反對に利潤減少の時は生産は縮小せられ商取引は不振に陥る。企業者は斯く營利の衝動 (Profit motive) に従つて行動するものであるが、従つて又貨幣の幻覺に依つて誤り導かれ易い。例へばインフレーション期に外見的の高利潤に欺かれて自己の經營能力を過信し、生産を擴張し負債を増大して一朝景氣が轉換するや、忽ちにして其過大膨脹 (Over expansion) の爲め自らを破滅に陥れた製造業者の實例は決して乏しくはなく (P. 89-92)。

産業の不安動搖は又其産業に従事する労働者の職業の不安動搖を意味する。凡そ經濟問題にして失業問題程變轉捕捉し難く、而もこれ以上に人間休戚のかかはる大問題はない。従つて此問題に貨幣の不安定が關係せることは

特に注意に價ひする。在ジエネヴァの國際労働事務局は一九二〇年創立以來此職業不安と貨幣不安との關係を擴く研究してゐるが、同事務局失業調査係のヘンリー・フス氏 (M. H. F. H. F.) は次の如く報告してゐる。即ち一九一九—二五年の期間中、二十二箇國にデフレーションあり、其結果これ等凡ての諸國に於ては——重要ならざる二三の例外を除き——それに續いて商取引の不振が起り、失業が増加した、と。

労働者は單にデフレーションに依つて惹起される失業の犠牲者たるのみならず、又インフレーションに依つて生ずる生活費騰貴の犠牲者でもある。他の階級は物價の上騰又は下落の何れから少くとも一時的の利益を享くる機會を有するが、労働者は其何れの場合に於ても損失を蒙らざるを得ぬ。尤も物價が上りつつある時には、労働者にとつて一の職業を得又はこれを維持することは、然らざる場合に比し一層容易であらう。しかし彼は生活賃銀 (Living wages) を得又は維持することにより一層の困難を感じる。

眞實賃銀 (Real wages) の損失の最も極端なる實例は一九二二年の中頃に始つたドイツの大インフレーションの初期にこれを見るを得一九二三年一月に於ける各種熟練労働者の賃銀は一九一三年の水準の五〇〇倍以上に騰貴した、しかし生活の騰貴は一、二〇〇倍以上であつたから、結局労働者一週間の賃銀一八、〇〇〇マークは一九一三年に於ける彼の一週間の賃銀三五マークが購ひ得た商品の半分以下を購買し得たに止つたであらう。斯くの如き高い物價騰貴を伴ふ高賃銀を或人は巧妙に

「模擬」賃銀 (Counterfeit wages) と名附けた。しかし労働者が貨幣賃銀と眞實賃銀との區別に幾分目覺むるに至るや、彼の幻滅はマークやドルに對する非難とならずして屢彼の個人的雇主に對する非難となる恐れがある。

反對に物價が低下しつゝある時には、幸に職業を持ち得た労働者は生活費の低下に依つて生活状態を改善せられるが、しかしこれに依つて失業者の大群が街頭に投出されることは労働者が平均して又結局に於て物價下落に依り損害を蒙ることを意味する。

約言すれば前記何れの場合に於ても労働者の眞實賃銀は階級全體として引下けられる。即ち一の場合には賃銀が生活費の騰貴に遅れることにより (インフレーションの間)、又他の場合には一部の労働者が職を失ひ何等賃銀を得ざることに依つて (デフレーションの間) である。

吾等は貨幣の不安定より生ずる諸種の害惡の二を論じた、即ち直接的結果たる社會的不正、及び間接的結果たる商取引、産業、労働の不規則性これである。然るにこれ等二つの經濟的害惡より更に今一つの派生的害惡——社會的不満が生ずる。即ち人人が貨幣購買力の變化を充分に理解しないと云ふ事實は、彼等をして誤れる方向に對し不満を抱かしめる例へばインフレーションが進行しつゝあり、賃銀が物價の騰貴に遅れつつある際、労働者は往往にして次の如く考へる、即ち雇主は労働者の生活費を引上げて彼から凡ての増加賃銀を騙り取る爲めに或種の詭計を施すものであると。斯かる考へ方はやがて彼等の中の急進的分子

をして社會を憎むに至らしめる。而してインフレーションが進むに従ひ労働者の不滿は益増大し彼等は彼等の窮境の原因を社會的「搾取」組織 (a social system of "exploitation") に依る國際的掠奪に歸する。ポルシエウイズム其他の急進的理論はここからも生じ得る (P.P. 98, 100)。

されば貨幣不安定は産業關係悪化の一主要原因である。物價水準が上りつつある時労働者は既述の如く生活費の昂騰に不平を稱へ、一層高い賃金を要求する、これは合理的な要求であるが、雇主は恐らくこれを拒絶するであらう。特に雇主が労働者と長期の契約又は協定を有する場合に於て然りである。此二つの見解の不一致の結果としてストライキが屢起る。

これに反し物價が下りつつある時、雇主は賃金を引下げんとする、これ亦合理的であるが労働者がこれを拒むこと亦殆ど確實である。特に彼が自己に有利なる契約又は協定を有する場合に於て然り。其結果としてロツク・アウトが生じ易い。

故に貨幣の安定は産業平和の爲めに待望せらるべき事柄の最たるものである (P.P. 101-2) 斯く觀じれば、貨幣の不安定は社會的不正——或階級より他の階級への不正なる價值移轉——を生ぜしむるのみ、社會全體に對する損失にあらず、との最初の認識はこれを訂正しなければならぬ。即ち吾等は今や其損失が利益を超過するを知る。其所以は貨幣不安定の生む間接的害悪——事業不振、失業、社會的不滿、ストライキ、ロツク・アウト、サボタージユ、暴動、不法行爲、急進論等々の故で

ある。これ等は一般公衆にとつて全損たる外の何物でもない。故に貨幣不安定の經濟的結果は結局社會にとつて常に純損である。吾等は此害悪を三項に要約するを得る、曰く、社會的不正、社會的不滿及び社會的能率減退の三者即ちこれ (P.P. 103-6)。

六 一般人の爲し得べき対策

以上吾等は貨幣不安定の齎す各種の害悪を一通り論じ終つた。さて然らばこれに對して吾等何を爲し得べきや？吾等はこれを恰も地震や旋風の如き天の災として甘受するの外なきや？斷じて否！地震や旋風に對してすらも吾等は家をこれに抵抗し得るやう建築して以て其災害を少からしめ得る。況んや貨幣の不安定は天變にあらずして人爲である。方法に依りては不安定其ものを著しく減殺し得るであらう。しかし本項に於ては先づ貨幣の不安定はこれを豫防し得ずと假定し、此宿命的貨幣動搖の災害に對して吾等一般人が如何なる對策を講じ得べきやを考究しよう。

先づ何よりも必要なるは吾等自身をかの貨幣の幻覺より脱却せしむることである。此一事が吾等の講じ得る一切の對策の基調となる。第一に採らるべき最も明白なる方法の一はドルの購買力を示す相場に注意し、此數字を用ひて營業の諸勘定を購買力の標準に換算することである。此爲めには從來のドルの單位に於ける勘定を覆す必要は少しもない。それを「其儘」としそれに補足的統計を附加するを以て足る。而も其結果は企業經營者にとつて常に有益な効果を齎し、時には「救命器」となるであらう (P.P. 107-8)。

物價指數の今一つの用法は、他の表徴と相俟て景氣の狀況を豫測するに在る。顯著なる又は長期に亘る物價水準の下落は不景氣の前兆であり、反對に顯著なる又は長期に亘る物價水準の上騰は景氣好轉の徵候であることが普通である。これに關しては専門家の助言や警告に聽くことが一層正確である。近年アメリカには此種の統計事務並びに景氣豫測を業とする事務所が續續設けられるが、これを利用してべきインフレーション又はデフレーションに對して豫め備ふるを得るのである。

のみならず一步進んでは此豫測せられたる貨幣價值の動搖を積極的に利用して「金儲け」をなすこと (to "make money") も可能であらう例へばインフレーションの尙一層進行することが明白である場合、銀行より資金を借入れて不動産、有價證券及び外國爲替等に投機することは安全な「金儲け」であるに相違ひない。吾等は戦時及び戦後のインフレーション時代に斯くの如くして巨富を積んだ人の實例を少からず見る (P.P. 109, 111)。

しかし普通の場合の如く、物價水準が何れの方角に向ふや豫測し得ざる時には自ら別の方法を探らねばならぬ。此場合には各種の普通株、優先株、公社債等に投資を分散することによつて或程度まで安全を保ち得る。斯くの如き投資の分散は公社債のみに對する投資よりも常に安全である。何となれば公社債投資は實はドルの將來價に對して投機せるに等しくドル價下落すれば投資家は損を免れ得ないからである。投資の多樣化 (diversified investment) は此危険を防ぐが、其爲めには絶

えざる注意と更改とを要するに依り、近頃此種のサーヴィスを提供する投資顧問 (investment counsel) なる新職業が發達した。 (P.P. 112-3)。

又自國の貨幣が著しく不安定にして近隣國のそれが比較的安定性を保持してゐる場合には、各個人は動搖の中の廣い貨幣からより安定な貨幣に「外貨契約する」 ("contracting out") に依り、即ち内地拂ひの契約を外國通貨の單位で爲すことに依り若干貨幣不安の難を免れ得る。極端な場合に於ては投資家は自國の證券を賣却して其手取金を外國に投資する、これは近年フランスの投資家が其「フランからの逃竄」 ("flight from the franc") に於て爲したところであり、又それより數年前にドイツの投資家が其「マークからの逃竄」 ("flight from the mark") に於て爲したところであつた。此外貨契約はアメリカに於てもグリーン・バック時代に行はれた。即ち當時契約は金の單位で爲され、多くの債券は正規の品位と量目とを有する金ドル拂ひとせられたのである (P.P. 114-6)。

斯くの如く支拂手段として現實に流通せる通貨の價值動搖は人人を驅つて、現に流通せる流貨以外のものに價值の標準を求めしめる。而して此價值の標準たるものが外國貨幣、金又は一定の商品と云ふが如き一種の財貨に求められずして、複数の商品即ち商品一般に求められる時には、物價指數が價值の標準となる。例へば物價指數一〇〇の時、一〇〇ドルの貸借が行はれたるに、其決濟期に物價指數が一〇〇であつたとすれば、元金は一、〇〇〇ドルにあらず、一、二〇〇ドルとして返済

せらるるが如きである。換言すれば通貨は單に支拂の手段たるに止まり、價値の本位は物價指數に置かれるのである。貨幣の本位に對する斯くの如き提案は金本位其他の本位制に對して指表本位又は指數本位 (the tabular standard or the index standard) と呼ばれる。

てゐる。實質上指表本位に類する試みは夙に一七四七年マサチュセツツ植民地に於て實行せられたが、これに對して特に世人の注意を喚起した事はかのゼヴォンズ (W. Stanley Jevons) であつた。即ち彼は金の價値の不安定なる事實に世人の注意を促し、其著「貨幣及び交換機構」一八七三年 ("Money and the Mechanism of Exchange," 1873) に於て、動搖著しき金本位に代ふるに指表本位を以てすべきことを唱導したのである。

ゼヴォンズの主張したる通貨不安定の補正策が紙幣の動搖に對するものにあらずして金貨の動搖に對するものであつたことは特に注目し得る。彼は今日論議せられてゐる一層安定なる本位制度の觀念を可成りの程度にまで豫覺して居たと考へられる (P. P. 117-9)。貨幣價値の不安定に對して一般人の爲し得べき補正策の實例は戰時及び平時の各國に於て數多く見るを得る (P. P. 120-3)。しかしこれを類別的に觀すれば凡そ上記の諸方策中の何れかに屬するものなることを認め得るであらう (P. 124)。

七 銀行の爲し得べき對策

前項に於ては、物價指數の利用に依つて人々が或程度までインフレーション及びデフレーションの弊害を免れ得ることを説いた。しかし物價指數の斯かる用法は不安定なる貨幣の

償ひであり補正である、云はばそれを外部から修繕することに當る。

然るに物價指數はこれを斯くの如く外部より貨幣の動搖を中和する爲めに用ふる代りに、動搖そのものを内部より豫防する爲めに用ふることが可能である。元來貨幣の購買力を安定せしむることは長い間經濟學者の夢想するところであつた。恰も世界大戰後に至つて、戰時中に於ける不安定の教訓に依り此夢想は歩一步實現に近づきつつある。即ち一部の經濟學者、銀行家、政治家達は從來の宿命論的貨幣説に安んずることなく、更に一步を進めて次の如き認識に到達した、曰く、インフレーション及びデフレーションはこれ凡て人爲 (man-made) である、然らば吾等はこれに對し人爲の安定策を有し得ない理由があらうかと。吾等は既に銀行の貸出す「伸縮性通貨」 (elastic currency) —— 紙幣及び預金通貨のこと —— 筆者註 が取引の必要に對應せしめられざるべからざる所以を述べた。今や貨幣流通量と財貨流通量との間の此對應は、流通貨幣に對する統制の改善に依つて達成し得らるべきことが明かにせられたのである。

即ち貨幣安定の要諦は貨幣の流通と財貨の流通なる二つの大なる流れを一層よく對應せしめることに在る。而してこれを對應せしむることは吾等の能力を超えた事柄ではない、何となれば貨幣の流通量は貨幣發行者の支配の下にあるが故である。此貨幣の大發行者は今日では中央銀行である。中央銀行は取引量の増減に應じて「伸縮性通貨」の發行を増減すべく任務づけられてゐる。

茲に於て吾等は金本位に關して行はれてゐる

一の舊説に注意せねばならぬ。其説に従へば金は主に工藝上の使用に依つて其價値を定められる、而して金に引換えられる凡ての信用通貨——紙幣、預金通貨——は金そのものと同等の價を有する、別言すれば一切の貨幣の價値は金の工藝上の價値に依つて定まると云ふのである。しかし斯くの如き説は老大な信用組織を有する近代の事情の下に於ては現實と殆ど何等の關係を有しない。蓋し今日貨幣價値決定の要素としては、所謂「二義的な」信用通貨が本來の貨幣(金)よりも重要となつてゐる。其故は流通貨幣中信用通貨が金貨幣よりもより大なる部分を占むるに至つたからである。イギリス及びアメリカに於ては信用通貨の金に對する割合は約七對一である。斯くて今や(犬が尾を振るのではなくして)尾が犬を振る (the tail now wags the dog)。即ち信用通貨の價値が金に依つて定まると云ふよりも、金の價値が信用通貨に依つて定まると云ふ方がより真に近い。而も信用通貨の流通量は統制し得るものであり、又現に統制せられても居る。故に若し吾等がこれを出鱈目に統制する代りにこれを合理的に統制するならば以て貨幣安定の實を擧げ得るのである (P. P. 125-9)。

而してこれが統制の局に當るものは銀行、特に中央銀行である。

銀行が貨幣安定の爲めに通貨を調節するに當つては、或程度まで營利の原則を抛棄して社會全體の利益を圖る公共的義務を自覺せねばならぬ。銀行が此公共的義務を遂行するに至る道程に二がある。

(一) 傳統に依るものであつて、銀行は其業

務を行ひ又は他の銀行との協力を發達せしむる場合、無意識に公益觀念に支配されることがある。イングランド銀行が次第に私的機關から公共機關に推移したのは一に斯る傳統の力に依つてであつた。

(二) 條約、協商、立法等に依るものであつて斯かる法的制約の下に在つては、銀行は有意識的に公共の利益の爲めに貨幣流通量の統制を行ふこととなる (P. 140)。

八 政府の爲し得べき對策

上述の如く信用の統制は既に發達の途上に在る。而して此信用統制の細目は中央銀行が實行するのであつて、政府は唯其一般的法則を規定するに過ぎぬ。しかし貨幣安定の爲めに政府の爲すべき仕事は決してこれのみに止まるものではない。

先づ第一は吾等は最も悪しきインフレーションの例が政府豫算の不均衡より來れるものなることに注意せねばならぬ。即ち人も知る如く、政府が能く歳計の收支を一致せしめ得ざる場合には紙幣を發行して其差額を補ふ。斯かる紙幣の發行は屢インフレーションの主要原因となるものである。此場合貨幣安定の第一歩は政府をして歳計の均衡を圖らしむることから始められねばならぬ。

世界大戰後ヨーロッパの主要諸國は相接いで歳計の均衡を實現し金本位制或ひは金爲替本位制 (金本位制の下に於ては金貨以外の貨幣は金に兌換せられ、金爲替本位制の下に在つてはそれは外國の金で支拂はれる爲替手形に引換えられる) に復歸した (此場合「金本位に復歸」とは「金解禁」と云ふと同義語である。筆者)。

金本位復歸は又貨幣安定の一方策であるが其方法は次の三がある。

(一) 棄却 (repudiation)、ドイツの採つた方法であつて、インフレーションに依り既に殆ど零に等しくなれる紙幣を全く紙屑となし、再び新しく金の貨幣單位(例へば金マーク)を制定する。

(二) 回收 (resumption)、イギリスの採用せる方法であつて、紙幣の價值(例へば紙幣ポンドの購買力)を金貨幣の價值(例へば金ポンドの購買力)にまで引上げる。而してこれは紙幣のデフレーションを通じて行はれる。

(三) 平價切下 (devaluation)、イタリーの採つた方法であつて、金貨幣(例へば金リラ)の價值を紙幣(例へば紙幣リラ)の現在價值に等しくする、これは金貨の量目をそれだけ減少せしむることに依つて爲される(本書が書かれたる直後に於てフランスも此例に倣つた。我國に於ても金解禁の方法として平價切下論が一時行はれた—筆者註)。

(一)の方法は債権者に損害を與へ、(二)の方法は債務者を害する、(三)の方法は貨幣の價值を政策實施當時の價值に安定せしむるものであるから斯かる弊害は伴はないが、國民的衿持を損ふ、此點(一)の方法も同様である (P.P. 145-8)。

世界の各文明國が再び金本位制を採用するに至ると貨幣安定問題は全然國際的問題となる。國際貸借決済の爲めに金が各國間を自由に流通することはやがて各國に於ける物價水準を平均せしめる。斯くて一國の政府又は中央銀行がとれる貨幣政策は直ちに他國のそれに影響を及すであらう (P. 152)。

金本位制そのものは、しかしながら、必しもインフレーション及びデフレーションを防ぐ障壁となるものでない。却つて時には安定策上必要な信用統制の妨げとなる。例へば假に今より十年後に於て金の存在量が必要なる通貨に對する法定準備率を保つに足らざるに至つたとせば如何? 信用の擴張は、取引の實狀がこれを必要とするにも拘らず、法律に依つて自働的に停止せられるであらう。貨物の流通量は貨幣の流通量との平衡を破つて増加する、デフレーションである、物價水準が下る、從つて商取引不振、失業等の弊害が生ずる。

故に政府が中央銀行と能く協力するにあらざれば、金本位制と信用統制とは相反する方向に作用するであらう。茲に於て信用統制と同時に金の統制(正貨統制)が必要となる。正貨統制の要諦は金本位制に伸縮性を與へ、以て正貨が信用統制を牽制することなからしむることある (P.P. 153-5)。

正貨統制上に於ける問題は將來金が通貨の必要量に對して過剩となるであらうと云ふより(其場合にはインフレーションの可能性が生ずる)、寧ろ不足するであらう(其場合デフレーションが不可避である)と云ふ點にある。此問題に對し今日最も有効なる解決策として一九二二年ゼノア經濟會議に於て承認せられたる方法は、金を節約すること即ち金に對する需要を減殺せしめることである。金は下記の四方法に依つて節約し得るであらう (P. 163-4)。

一 金貨を流通界より引上げこれを銀行、特に中央銀行に保有せしめる。(我國に於ては金

本位制實施の當初より此方法をとつてゐる—筆者註)

二 金準備はこれを中央銀行に集中する。(此點も我國に於ては問題でない—筆者註)

(三) 金爲替本位制も亦金を節約するに役立つ。何となれば通貨を金平價に保つ爲めに(此場合には爲替相場を平價に保つ爲めにと云つてもよい—筆者註)、國外に預金して置かねばならぬ金準備高は、直接の金本位制を維持する爲めに國內の銀行に保有して置かねばならぬ金準備高よりも遙かに少量を以て事足るが故である。

(四) 國際的決済機關の設立は又金を節約するであらう(近時ドイツの賠償金支拂に關聯して國際決済銀行設立の計畫を聞く—筆者註)即ちこれに依つて金を債務國から債權國に輸送する必要が除かれる。恰も各都市の手形交換組織に依つて債務銀行から債權銀行に爲される金の支拂の大部分が不必要となるが如くである。

これ等の方法は既に或程度までヨーロッパ諸國に於て實行せられてゐる。然もなければ吾吾は夙に金の國際的「爭奪」(an international "scramble" for gold)に苦んでゐたであらう。次に若し、これと反對の危険—金の必要以上なる過剩が生じたならば如何? 其場合には前述と反對の對策が講ぜられ得るであらう。金爲替本位の代りに直接の金本位制が採用せられ、斯くて金は、國際的金融中心地から各國へ、各國の中央銀行から地方銀行へ、地方銀行から一般公衆の金庫やポケットへと分散される。此分散は集中の場合に於けるよりも遙かに多くの金を必要とするであらう (P. 165)。

斯くの如く金準備の集中及び分散は、適當に運用せられるならば、現在並びに將來に亘つて正貨統制の目的を達せしむるであらう。即ちこれに依つて信用統制を適宜に行ひ得る餘地が與へられる。

政府の通貨政策の今一つの方法は紙幣に對する金準備率を變更することである。此問題は我國では日銀發行制度改革問題としてあらはれてゐる—筆者註) 此率は高くすれば一〇〇パーセントまで上り低くすれば一パーセント以下にも下り得るであらう。但し後の場合には、要求次第 (on demand) の金兌換は其基礎を危くされる。しかし若し金兌換を要求次第とせず三箇月後拂とすれば、金準備率は今日よりも著しく低下し得るであらう。然らば徐徐に金兌換の廢止に進むことも可能である。斯くすれば吾吾は金本位に對する偏執にも拘らず實質上これを排棄し得るのである (P. 166)。

次に貨幣安定策に對する諸家の提案の二三を見よう。

(一) 主として故レーフェルト教授 (Pro. R. A. Lehfeldt) に依つて唱へられた世界金産管理案がある。これは國際聯盟の如き國際的機關に依つて世界の金産を管理し、金産額を需要供給の狀態に應じて調節し、以て金の價格(他の諸商品に對する金の相對價值)を不變ならしめ、これに依つて貨幣價值の目的を達せんとする。

(二) 金 (Stabilizing the Dollar) 中に提案せるものであつて、金産額、從つて金の價格はこれを自然に動搖するに任せ、一ドルに對

する金の量目を増減せんとするものである。此場合金ドル票が流通する、百ドル券は金塊百ドルと兌換せられるが、其金塊百ドルの重さは物價指數の變動に伴つて定期に増減せしめられる。此方法は「ドル補償」法（“compensated dollar” plan）と呼ばれる。

(三) 正貨統制に代はるものは金本位制を全然排棄することとなりとし、所謂「管理通貨」(“managed currency”)に依つて安定を得ようとする案である。これはケインズ教授其他に依つて提唱せられた。即ち凡ての貨幣を直接に商品と兌換せんとするのである。

さて政府は從來貨幣價値の安定に就いて無關心に過ぎた。けれども政府が一方に於て度量、衡其他物を測定する單位を確定維持しつつ唯價値の標準單位——それも現在では重量の一單位に過ぎぬ——のみこれを一定し得ずとは首肯し難い。加之政府の通貨安定に對する責任は、安定に無關心であつた點に於てのみならず、更に其不安定化の共犯者であつた點に於ても問はねばならぬ。戦時に於て特に然りであつた。民間より巨額の借入れを爲し、然る後インフレーションに依つて貨幣價値を下落せしむる如きは賭博としても公正でない。貨幣安定に對し其爲し得べき諸種の方策を講ずることは將來に於ける政府の重要な一責務である(P. 171)。

思ふに貨幣安定は一切の經濟問題を解決する萬能薬ではない。しかし事實の正視はあらゆる問題解決の基礎をなす。現存の社會的不正社會的不満、社會的不能率の諸弊は、事實を歪め、吾々の眼から事の真相を隠蔽する貨幣の幻覺を打破することに依つて、其眞の原因

が闡明せられるであらう。進んで貨幣の安定にして實現せられんか、これに依つて産業、商業財政上の諸問題は更に一層解決の道に進められ得る。余が此問題を以て最も重要な經濟的改革問題なりとなし、且つ人類不斷の經濟的福祉増進は貨幣の安定を俟て始めて可能なりとなす所以即ち茲にある(P. 179-82)

結語

以上筆者は“The Money Illusion”に於けるフイシャー教授の所論の主要を跡づけ終へた。これを批判的に觀れば、個個の論點に於て將又全體としての論構に於て、云はるべき多くのことがあるであらう。殊に現在社會の經濟的機構に於ける貨幣の意義、從つて其安定の意義を把握することに於て、稍足らざるの觀あるは筆者自身と雖もこれを感じざるを得ぬしかしこれ等の諸點に就て一家の言を立つるには筆者の學問より未熟に過ぐる。暫く他日を期して茲に一應紹介の筆を擱く。——完——(四、一〇、一)

古典經濟學派研究

アダム・スミスの富國論 (承前)

經濟學部 經濟學科

佐伯三郎

第二章

この論文は古典派經濟學研究と題されてゐるが、他面富國論に對する自分の Note であり且つ一つの覺書である關係から、極めて簡單であるが如上の説明によつて、人類の經濟生活に於ける分業が國家並に國民を富裕にする

直接原因であることが明にされた。今一步論を進めて、國家を富まし且つ國民を富裕に導く所のこの分業は Human Nature の何處より發生して來るのであるか？、即ち「分業の發生を與へる原理について」と問題し、分業のよつて來れる發生動因について検討してゐる。

が一言こゝに注意を促したいのは、スミスの富國論全體に流れてゐる所の法則に對する研究方法である、それは一法則を論じる際に哲學的思索的態度と經驗的實證的態度と混用してゐることである、即ち現在のありのままの社會を對象としてその經濟現象を考察するのではなく、現象界を離れた原始未開の社會生活を想定し、想像的態度に於て其社會に於て經濟干渉は如何でありやと云ふ思索的立場と、現在日常經驗的に與へられてゐるありのままの社會を對象として、その經濟現象を考察する實驗的立場とを併用してゐることであるこの同一問題に對する演繹的方法と歸納的方法との併用は、乍而、分業論に於ても例外なく用ひられてゐる、即ち時として想像的な原始未開の社會に於ける分業を論じ、時として日常目撃する經驗的な文明社會に於ける分業に説き及ぼし、それ等は相互に交錯して屢々同一章の同一題の下に論じられてゐる。故にスミスの正しく云はんと欲する所を正確に把握するは屢々困難であつて Germain, Garnier. の繰返して云ふてゐる如く、思索的立場と實驗的立場とを夫々區別して、夫々の用語を使ひ分ける所の「分析的研究」を必要とするのである。この點は更めて記すこととし、以前に戻つて

分業の發生する動因、即ち分業は人間性(human nature)に於ける如何なる性質より起り來れるを正しいものとするか？ スミスの把持したる所によれば、分業のよつて來れるは(A)ある人間の睿智(human wisdom)の結果ではないのであつて(B)人間がその生産物を相互に他と交換する一種の傾向に外ならぬと云ふ『斯く多數の利益の由つて來るこの分業なるものは、元來此の分業の齎す彼の社會の一般的富裕を豫見し之を目的とする人智の結果ではない、分業は人間性中に存する或種の傾向の必然的——夫は極めて徐々に漸次的であるが——結果である、この傾向とは分業の生む斯くの如き廣大なる効用を豫め目的とするものではなく、或る物と他の物とを取引し交易し並に交換する傾向である』

This division of labour, from which so many advantages are derived, is not originally the effect of any human wisdom, which foresees and intends that general opulence to which it gives occasion. It is the necessary, though very slow and gradual, consequence of a certain propensity in human nature which has in view no such extensive utility; the propensity to truck, barter, and exchange one thing for another.

II

分業の發生を促したものはこの交換せんとする心的傾向である、この人間性中に存する交換傾向、即ち己が勞働によつて得たる生産物の餘剩部分と、他人の得たる勞働生産物の餘剩部分と互に交換せんとする傾向は、太古草

味の世に於ける簡單な原始社會から、現在の如き複雑極まりなき經濟社會にまで、文明の流れ、歴史の流れと共に人間社會全般に流布され沁徹し、人間の睿智 Human wisdom を築き上げたのである。睿智は分業の動因ではない却つてその結果である。

深き思想を懐ける哲學者と何物をも考ふることなき沖仲仕との天稟の才能及技能の相違は生れながらにして存在するのではない、その一見著しい才能上の相違は生來の性質から來るよりも一層後天的の社會的事情である所の習慣境遇及教育等より加へられるのである、そして常識的には各人の持つ能力上の差異が分業の原因である加く見ゆるのであるが、上述の理由によつて却つてその果實であることが明にされた。

この天稟の才能及技能に於ける相違が分業の起れる原因たり得なく、分業の生める果實であり又分業がよく社會に行はれるためには交換社會の成立が要求せられるのであるが、その交換社會の發生即ち人間性中にある一物と他物とを換へんとする交換傾向あるは何故であるか？を尋究して見よう。

交換傾向は各人の有する利己心にその源を發する、この點は後に譲ることとして、スミスの云ふ所によれば、哲學者と仲仕とは相互に利あるので存在するのである、即ち哲學者が（スミスの云ふのは純粹の哲學者のみを云ふてゐるのではない）が蒸汽機關を發明することによつて、石炭をより安く焚くを得しめ、仲仕は哲學者のために荷物を運搬するのあつて、兩者の存在を肯定するものは相互に利用し合ふ利益 (interest) である。

利己心 (self-interest) と交換傾向 (exchange propensity) の何でもない二つのものは、スミスの經濟思想を研究する上に取去ること出來ない根幹である。分業が行はれるためには人間生活の間に、各人の勞働によつて得たる生産物の餘剩部分を相互に交換が圓滑に行はれることを條件とし、かかる生産物の交換は社會各成員の互に他を説服すると云ふ利己心に訴ふるに非れば行はれるに至らないからである。

『我が吾々の食物を期待するのは肉屋や酒屋や米屋の恩恵に俟つのでなく彼等自身の利益に訴へ之を得るのである』全く我我は以上彼等の人道に繼るのではなくして彼等自身の自愛心をそそるのである、吾吾は決して我我自身の必要を説くに非ず彼等のために彼等自身の利益のみを云ふのである。『It is not from the benevolence of the butcher, the brewer, or the baker, that we expect our dinner, but from their regard to their own interest. We address ourselves, not to their humanity, but to their self-love; and never talk to them of our own necessities, but of their advantages』

三

スミスの云ふ所の上述の利己心 (self-interest) は互に各自の生産物を以つて相互に交換する前提である計りでなく、經濟生活を支配し統制する支柱である、この上に一切の經濟理論の上層建築が建てられ、分業、資本の蓄積運用より、生産物の分配、消費に至るまで富國論に盛り込まれてある一切の經濟問題は、その源を探つて行く時、各人は各自を最も愛するも

のであると云ふ自愛心 (self-love) 又は利己心 (self-interest) に歸着するのである。

この利己心是認の思想は、必然的に個人主義であり之は又、スミスの懐ける哲學的世界觀から來て居り、自然的自由 (Natural Liberty) の思想に胚胎するのである。各人は各人の利益については注意深い、故に各人の利己心を中心として動く社會は最もよく利益されるのであつて「自愛は人類社會の交通の支配原理」であり、「自己の状態を改善せんとする各個人の自然的努力」は、期せずして社會全體を益し、經濟的方面に於てその特色を最も發揮するのであつて、生氣潑瀾たる經濟活動を起す動力である。

分業の場合にあつても、國家を富まし國民を富裕にする分業も、爲政家か學者がその利益を豫見して國民に勧めたために成立したのではなく、各人が自己を愛する利己心から出たものである。又分業が成立するに至る先行條件である交換社會の成立も、互にその持てる生産物を交換することによつて相互に利益を享受すると云ふ、各自の自愛心から生れたのであつた。

之を要するに分業と云ひ、交換と云ひ人間の利己心の發露である、かかる社會にあつては「我々は畢竟卵を食はんがために雞を飼ふ」のであり、他を愛する愛他心から出でるものではない、「自然が人間の胸裡に點せる愛他心の火花は頗る微弱である」
The Theory of Moral Sentiments. (Bohn's Library) 1911. p. 193.

第三章

一 文明の進歩に伴つて社會は次第に分業化され行く、自給自足の經濟から物物若しくは貨幣交換の經濟を経て社會的分業を前提とする商品生産および商品交換の發展は、資本家的社會を形成して、各人を驅つて或種の職業に釘付け、又各人は交換によつて生活し、各人悉く幾分か商人であり、社會そのものも所謂商業社會化するに至るのである。

文明の進歩と共に分業が社會全體に沁徹して分業社會を形成するのであるが、而も分業は一定の制限界に於てのみその思ふがままの力を發揮するにすぎず即ち「分業は市場の大きさによつて制限される」として第三章を開題し分業と市場との關係を明にせんと企圖してゐる。

『分業の發生を促すものは交換力であるから従つて分業の適用される範圍は常にこの交換力の程度如何に、換言すれば市場の廣さによつて制限される、即ち市場が極めて小なる時には自己の消費に超過する自己の勞働生産物の餘剩部分を自己の必要とする他人の勞働の生産物と交換する力即ち可能性の缺除するため、何人も職業に全然その身を委ねるの獎勵物を有し得ない譯である』

『As it is the power of exchanging that gives occasion to the division of labour, so the extent of this division must always be limited by the extent that power, or, in other words, by the extent of the market. When the market is very small, no person can have any encouragement』

to divicate himself entirely to one employ-
ment, for want of the power to ex-
change all that surplus part of the produce
of his own labour, which is over and
above his own consumption, for such
part of the produce of other men's
labour as he has occasion for."

二

市場は共同倉庫である需要と供給とが互ひに
その満足を享け合ふ人類の萬種の才能に適つ
た萬種の生産物が集合し萬種の欲望を充たす
ために分配される所の共同蓄積場である。各
人の生産物の交換が圓滿に行はれることを條
件とする以上分業はかかる交換市場の大き
に制限されるは當然のことである。

市場はまた交通の發達と共に擴大し交通の發
達せざる間は市場は發達せず商業の繁榮も停
止せられるのである、一七〇〇—一七五〇年
に至る英蘭道路の改修は急速に行はれ市場の
繁榮は頗る大に、國富増大するに至つた、ス
ミス以來歐洲各國の經濟狀態は急激なる發展
を遂げその生産力の増大は市場を未開の地に
求めるに至り帝國主義と結びて世界の凡ゆる
隅々より富を汲み上げるに狂奔したのである
この點は國富論と帝國主義を研究するに面白
き所であるが、之を後日に譲ることとし、前
に歸つて、分業社會が形成されて行く過程は
分業によつて生産される所の各自の勞働生産
物の餘剰部分が、各自の必要とする所の他の
勞働生産物の餘剰部分と、何時でも交換され
ると云ふ確實性ある交換社會の形成されて行
く過程に等しい、之は一の公式であつてその
兩者の關係は、想像的原始社會を考へる時に

於てすら、互に表裏の關係であつていづれが
先づ起つたか考察は困難である。社會的分業
の際に於てスミスの考ふる如く、原始社會に
於て各人はその自己の家族に對して、大工で
あり鍛冶屋であり肉屋であり、且つパン屋で
あつたのであるが、人口の次第なる増加と従
つて起る生産力の次第なる發展によつて、或
一つの獨立職業例へば大工たらんとするも
の—を支持するまでに生産力が發展するに至
つて、今まで同一人によつてなされてゐた部
門を獨立した一人の専門家によつてなされる
一つの職業として分業化されるに至るのであ
る。かくして文明社會となるに及んで、各人
はその職業を専門とする所の分業社會が形成
されるのである。それは一〇〇〇人の者が或
る生産物を需むとせば、之が製造業は決して
一萬人の求むる製造業の如くに幾段にも分た
れないのである。之即ち各人の生産物が一ヶ
所に集められて、需要と供給がそこで取引さ
れる市場の大きさが、分業の専門化を制限す
ると云ふ公式が成立することになるのである。

三

最後に云ひ残した二三を加へてこの章を終る
"Division of labour" は古き語ではなく Man-
deville, Fable of the bees; part II Dialogue
VI p. 335. (1729年版) にあり尚 Bucher が勞
働生産力を左右する勞働組織には勞働を分つ
分業と、勞働を合せる協業があり、スミスが前
者を過大視し、後者を不問に附する不完全を
補正して、又福田博士は分業論の二大典型
としてスミスの分業論マルクスの協業論を以

つて勞働組織に於ける研究は完成せりと云は
れてゐる。
スミスの分業論の弱點は乍ら Bucher の云ふ
如く分業の概念の一貫してゐないことである
然つて彼の云ふ分業 Division of labour の意
味が不確實に使用されて居り、第一ピン製造
に十八の分業があり、第二は原料の生産から
染工、鞣工まで多くの分業あること、第三には
釘製造の鍛冶屋の例の如き「作業分業」「生産
分業」「專業分業」とも云ふ可き意味が混然
としてゐる。

之等の缺點が指摘せられるにも不拘、スミス
の分業論の價値は没す可くもない Karl Marx
は The poverty of philosophy, Trs. by H.
Quelch, Chicago. に於て、アダム・スミス以
前乃至其以後に於ける如何なる經濟學者も
分業についてそれ以上に進んでゐないと云ふ
てゐるでゐないと云ふてゐる。

分業こそは實に勞働生産力増進の最大なる貢
獻者であり、國家を富まし、國民を富裕にす
る富の増殖は、常にそれに従ふ國民勞働に比
例し、國民勞働の勞働生産力は分業によつて
増進される、國富の大小は、Merchantlist 一
派の主張する如く、金銀額の多寡に比例せず
常に國富の増進は勞働生産力上に於ける分業
に比例するのである。

而して何故に分業論が、スミスの富國論の卷
頭に掲げられてゐるのであるか？之に對する
疑問は常識的にも理論的にも考へられるもの
である。一方に於てスミスが chap. III に分業
なる概念は交換概念の後に従ふものであると
し、交換社會の成立過程あつて分業社會の成
立過程ありとし、又人間性中に交換傾向あつ

てその利益を知れる結果、分業が次第會に社
化するに至つたことを云ふ論點より見れば、
交換論は分業論に先立つて第一に富國論の卷
頭を飾る可きではなかつたかと云ふことであ
る。

之に對して筆者は二つの意味を考へるもので
ある、一は富國論の上梓された意味が、當時
の經濟現象を分析して法則化する理論的立場
と、二は富國論の名の示す如く國家を如何に
富ます可きやと云ふ政策的立場乃至は當時の
英國經濟界が産業革命に移らんとした過渡期
にありて産業勃興期にあつたこと及重商主義
學派に對する反駁の意味が包まれてゐること
であらう。

兎に角經濟科學の理論的體系に於て分業論の
位置は常に重要であり、分業の概念ありて交
換の概念あり交換の概念ありて始めて價值概
念あり、伊太利に於ける碩學 Achille Loria (18
57—) はその名著 "The Economic Syn-
thesis" に於て人類は本質的に自由と、獨立
性を愛し協同に反撥すると云ひ、分業を基と
する協業に反對なる學說を述べて分業論の基
礎を覆してゐる如くであると雖、尙 Adam
Smith の分業論は、人類が經濟生活を營みそ
こに何等かの學理を要求する間富國論の卷頭
を飾つて光彩を放つ價値を持つてであらう。

アダム・スミスの分業論の Outline についで
The Gide and List A History of Economic
Doctrin, chap. II, pp 56—68. 又彼の思想的
背景を見んとする手頃のものとしては Patten,
The Development of English thought, chap.
IV, p.p. 191—243.

(未完)

校友各位に告ぐ

昭和四年度本學校友會名簿作成の都合上各位の現住所、勤務先等に御移動がありますれば至急御一報を煩したう存じます。尙豫て本誌上でお知らせして居ります通り、校友會名簿は、名簿基金（金參圓）納入者に限り御頒ちすることになつて居りますから、名簿御入用の方にして、未だ御申込なき向は、この際至急左欄申込書と共に基金御拂込を願ひます。

昭和四年十月

關西大學學報局

申込書

一金參圓也

校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

昭和四年 年 月 日

明治昭和
年 學部
專 門 部
科 卒業

住所

氏名

關西大學校友會御中

備考 ○申込基金ハ關西大學會計課へ
○住所勤務等ノ移動ハ學報局へ

千里山俳壇

孫 岡崎連哉

山風に夕立吹き込む小家哉

讃州の雲流れ來し時雨哉
道端の腐れ南瓜やきりくす
一齊に田水落せし濁り哉

唐特高 仲島忠次

敷越しに洩るる燈や夏の月
吉野鮎貫ひし夕餉竹の雨

大阪 本出 台水

天神祭

夕立となりて淋しき祭哉

雷のおごろに天神まつり哉
神輿舟に折から夕立來りけり

友淵 廣川 浮光

潮ふくれ來て渡し場や渡り鳥
上け湖に船洗ひ居る渡り鳥
舟庭を燒きあふる朝の渡り鳥

葦の火借りる會釋や草角力
月の出を待つ人々に草角力
呼び出しの聲を笑ひぬ草角力

追加 朝 冷

百舌鳥耳原の御陵にて
高き屋の御いつくしみ秋晴るる
耳原の御陵ご申し鴨晴るる
御塚の外の草野の錦哉

當季雜詠募集

封皮には必ず「千里山俳句」と朱記の事

送稿先

大阪市西淀川區大仁東二丁目

有田朝冷宛

編輯餘録

▼本誌には新聞教授にお願いして、神宮式年選宮祭についての謹述をいただきました。恰も式年選宮の大儀執行はせられたるのときに際し貴重なる文献として御精讀を得ますこと信じます。従つて紙面の都合上多くの御寄稿を割愛するの已むなきに至りましたことを寄稿者各位に對し深くお詫びする次第であります。

▼校友會名簿は本年度より弊局において編纂することになりましたので、目下着々準備を進めて居ります。従來の名簿中住所記載なき方々については當方としても取調べやうがありませんでからず困らされます。この際若しこれらの方々の御知己、御友人にして動靜御存知の方より御一報を得ますれば寔に幸甚に存じます

— 編者記 —

大正十一年六月十五日創刊
昭和四年十月十三日印刷
昭和四年十月十五日發行

不許複製
編輯兼發行人 遠藤 鏡
印刷者 谷口 默次

發行所 關西大學學報局
大阪市東淀川區長柄中道
大阪市北區堂島上三丁目十六番地

天六學舍 關西大學
電話 堀川 二〇三九
七六〇〇

千千里山學舍 關西大學
大阪市外千里山
電話 吹田 一一一三

千千里山學舍 關西大學
電話 吹田 一一一三

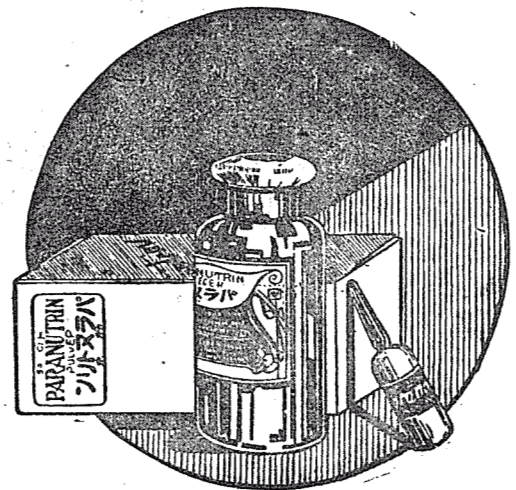
脚氣新薬

ビタミンBの含量豊富
 価格最も低廉なり

パラヌトリンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるビタミンB劑にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

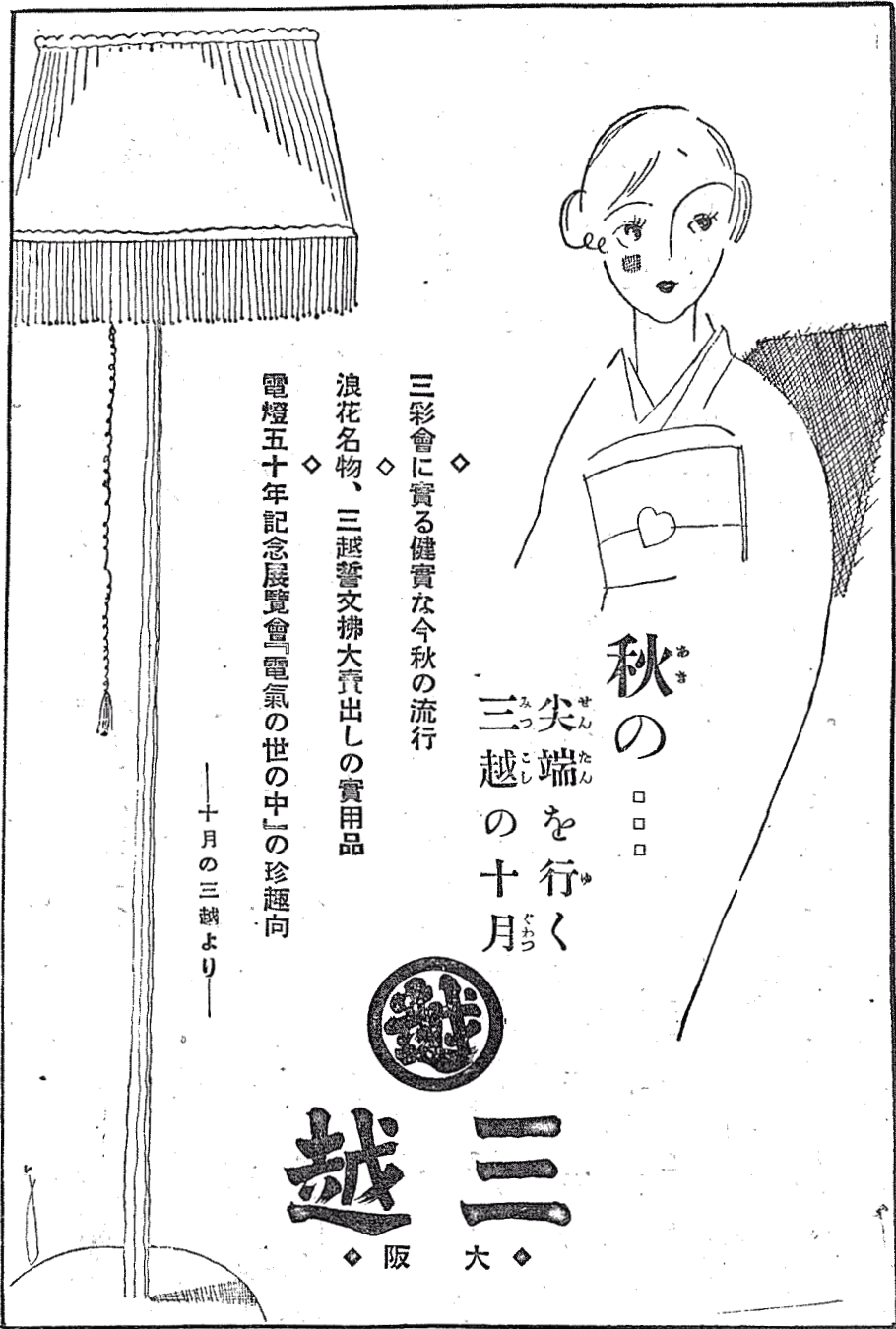
試供品實驗報告贈呈す

パラヌトリン



皮下注射用	一五〇cc	一五〇cc	一五〇cc
	五五〇cc	五五〇cc	五五〇cc
	五五〇cc	五五〇cc	五五〇cc
内服用液	一〇〇cc	一〇〇cc	一〇〇cc
	五〇cc	五〇cc	五〇cc
全粉末	五〇g	五〇g	五〇g
	二五〇g	二五〇g	二五〇g
	二五〇g	二五〇g	二五〇g

發賣元 義野商店
 大阪市東區道修町
 東京市日本橋區岩附町



秋の
尖端を行く
三越の十月

三彩會に賣る健實な今秋の流行
浪花名物、三越誓文拂大賣出しの實用品

電燈五十年記念展覽會「電氣の世の中」の珍趣向

— 十月の三越より —

三越
大阪